

年次	西曆月次	摘 要	年次	西曆月次	摘 要
一〇二九三	十	日支無線電報規則中改正（料金を内國無線電報と同様に値上） 國際通信會議豫備會議華盛頓に開催帝國委員參列す 日米間無線電信連絡に依る送信を磐城無線局（原ノ町）に移す 國際通信會議準備技術委員會巴里に開催帝國委員參列す 逓信省通信局外信課を外國郵便、外國電信の二課とし新に調査課を設く南洋「トラック」と「ニューギニア」の「ラバウル」との間に無線電信連絡を開始す	一二二九三一	一	内夫々日支電報規則及日支無線電報規則に依る） 上海及芝罘に一等電信局を置く（郵便局廢止） 佐世保青島間海底電線の處理に關する日支會議北京に開催、帝國委員參列す 日米間無線電信に關するRCA會社との約定を改定す
一一二九三十二	十二	山東縣案細目協定に依り佐世保青島間海底線の一半を支那に無償讓渡す青島と帝國電信系との間に發着する電報の取扱方法制定施行す（當分の	一三二九四九	九	開催、帝國委員參列す 佛國巴里無線局より大阪無線局に於ける受信開始す、尙昭和三年九月二十四日名古屋無線局に移し五年三月一日より一方的通信を双方向的通信に變更す（「ラヂオ・フランス」會社との通信約定は五年十一月十四日調印） 外國無線電報規則中改正、外國放送無線電報及特約外國放送無線電報の取扱を廢止す 獨逸柏林無線局より大阪無線局に於ける受信開始す尙昭和三年九月二十四日名古屋無線局に移し四年四月二十二日一方的通信を双方向的通信に變更す（「トランス・ラヂオ」會社との通信約定は六年八月二十日締結、同社は昭和七年一月一日獨逸逓信省に回

年次	西曆月次	摘 要	年次	西曆月次	摘 要
一四二九五	一	島端の運用の委託を受く 日獨條約山東還付協定に基き佐世保青島間に海底電信線を敷設し専ら日支間歐文電報及青島、四方、滄口發着和文電報の取扱を正式に開始す 日本無線電信株式會社法公布せらるる日本無線電信株式會社法施行期日に關する勅令及同法施行令公布せらるる外國無線電報規則中改正、對外放送無線電報の取扱を開始す 外國電報帝國電信系内分送規則を廢止す 第十一回萬國電信會議巴里に開催、帝國委員參列す 日本無線電信株式會社創立 日米間海底線經由電報料金を無線經由の場合と同額に低減す 隱語調査委員會伊太利「コルチナ」に	一五二九六	八	佛國巴里無線局より大阪無線局に於ける受信開始す尙昭和三年九月二十四日名古屋無線局に移し五年三月一日より一方的通信を双方向的通信に變更す（「ラヂオ・フランス」會社との通信約定は五年十一月十四日調印） 外國無線電報規則中改正、外國放送無線電報及特約外國放送無線電報の取扱を廢止す 獨逸柏林無線局より大阪無線局に於ける受信開始す尙昭和三年九月二十四日名古屋無線局に移し四年四月二十二日一方的通信を双方向的通信に變更す（「トランス・ラヂオ」會社との通信約定は六年八月二十日締結、同社は昭和七年一月一日獨逸逓信省に回

年次	西曆月次	摘 要
同	同	第一回國際電信通信諮問委員會伯林に開催、帝國委員參列す 「クリスマス」及新年祝賀特別外國電報規則制定す 磐城無線局を東京に移轉して東京無線局と改稱す 波蘭國「ワルソー」無線局より大阪無線局に於ける受信開始す尙三年九月二十四日名古屋無線局に移し四年四月十五日一方的通信を双方向的通信に變更す（兩主管廳間の通信約定は六年七月二十日「ワルソー」に於て六年十月二十三日東京に於て調印） 第三回國際無線電信會議華盛頓に開催、帝國委員參列す 日本「フィリッピン」間無線電信連絡を開始す（當方無線局は最初大阪な
二一九七八	九	
三二六八五	六	リしが六年五月四日東京に變更、RCPとの通信約定は六年二月二十一日東京に於て六年三月九日「マニラ」に於て調印、七年二月二十七日RCPはRCA通信會社に變更） 日本佛領印度支那間無線電信連絡を開始す（先方無線局は最初「ハノイ」なりしが六年一月一日より「サイゴン」に變更又當方は最初大阪なりしが六年五月四日より東京無線局に變更） 東京桑港間に直通無線通信（送信のみ）を開く 東京桑港間に直通無線通信（受信）を開き送受とも直通となる 第十二回萬國電信會議「ブラッセル」に開催、帝國委員參列す
同	同	

年次	西曆月次	摘 要
四二九六	十二	日支電報規則中改正、至急新聞電報の制を設く 華盛頓締結國際無線電信條約公布せられ昭和四年一月一日より施行のこととす 第二回國際電信通信諮問委員會伯林に開催、帝國委員參列す 英國「マルコニー」會社倫敦無線局より名古屋無線局に於ける受信開始、五年一月二十六日一方的通信を双方向的通信に變更す（英國IIC會社との通信約定は五年十月十五日東京に於て五年十一月十四日倫敦に於て調印IIC會社は後CW會社と改稱） 第一回國際無線電氣通信技術諮問委員會「ヘーグ」に開催、帝國委員參列す 日本佛領東印度間無線電信連絡を開
五二九三	三	始す（兩主管廳間通信約定は六年十一月二十五日東京に於て六年八月十三日「バンドン」に於て調印） 外國電報規則中改正、後週新聞電報の取扱を開始す（後週新聞電報制度を採用し本邦と北米合衆國、「カナダ」、「フィリッピン」間に之が取扱を開始す） 「クリスマス」及新年祝賀特別外國電報規則中改正、取扱期間を十二月十四日より翌年一月六日迄とす 東京及名古屋兩無線局に電報搬送機を設備す 日支通信會議南京に開催、帝國委員參列す 外國電報規則中改正、書信電報の取扱を開始す 臺灣と香港との間に無線電信連絡を開
同	同	
同	同	

年次	西曆	月次	摘要
六	一九三	五	開始す 第三回國際電信諮問委員會「ベルヌ」に開催、帝國委員參列す 第二回國際無線電氣通信技術諮問委員會「コーペンヘーゲン」に開催、帝國委員參列す 第八回國際長距離電話通信諮問委員會總會巴里に開催、帝國より「オプザーヴァー」參列す 日本瑞西間無線電信連絡を開始す (對手局は瑞西無線會社) 日滿間に發着する和文電報の取扱を開始す 日暹間無線電信連絡を開始す(暹羅國商務通信省との通信約定は七年二月十日東京に於て七年三月二十四日「バンコック」に於て調印)
七	一九三	二	同
九	同	同	同
同	同	同	同
三	同	同	同
年次	西曆	月次	摘要
同	同	同	臺灣「フィリッピン」間無線電信連絡を開始す(RCA通信會社との了解は六月二十四日) 滿洲國交通部と本省との間に交換する通信業務に關する電報は無線局報として取扱ふこととす 第十三回萬國電信會議及第四回國際無線電信會議馬德里に開催、帝國委員參列す 第一回(最初より通算すれば第九回)國際電話諮問委員會馬德里に開催、帝國委員參列す 日華電報規則中改正、歐文新聞の取扱を開始す 日亞間無線電信連絡に關し「アルゼンチン」「トランス・ラヂオ」會社と通信約定を締結し十二月一日より通信

年次	西曆	月次	摘要
八	一九三	一	開始のこととす 外國無線電報規則中改正、外國放送無線電報の取扱を開始す 日印間無線電信連絡を開始す(印度無線及海底電信會社との通信約定は八年五月十二日東京に於て八年六月二十二日「ボンベイ」に於て調印) 日本シリア間無線電信連絡を開始す(對手局は「ラヂオ・オリアン」會社) 外國電報料金「フラン」換算率を變更す 外國電報規則中改正、國際電信規則の改正に依る至急私報料の改定(二倍とす)、後廻電報、書信電報を實施す 滿洲に於ける日滿合辦通信會社の設立に關する協定に調印す 外國電報規則中改正、外國電報の料
十	同	同	同
同	同	同	同
三	同	同	同
同	同	同	同
七	同	同	同
年次	西曆	月次	摘要
同	同	同	金は金「フラン」額を以て告示すること、金「フラン」邦貨相當額の決定方法を定む 關東州及南滿洲鐵道附屬地電氣通信令を制定公布す 日滿電報規則同取扱規程を制定す 日滿無線電報規則同取扱規程を制定す 外國電報料金公示方法を改め金「フラン」額を以て告示することとす 日滿電報の官報及局報となし得べきものの範圍を規定す 日滿間電氣通信連絡に關し滿洲電信電話會社と通信約定を締結す 「クリスマス」及新年祝賀電報規則中改正、料金を通常電報の三分の一とす 外國祝賀無線電報規則を制定施行す

年次	西曆月次	摘要
九一九四一	同	「マドリッド」締結國際電氣通信條約公布し昭和九年一月一日より施行のこととす 「マドリッド」締結國際電氣通信條約、附屬電信規則、電話規則、一般無線通信規則及追加無線通信規則を施行す 外國電報規則、外國電報取扱規程全文改正施行す 外國無線電報規則、外國無線電報取扱規程全文改正施行す 日滿電報の課金制度改正方に關する協定成立し四月より料金を低減することとす 日米間無線電信連絡に關し米國「マツケー」會社と通信約定を締結し十一月十五日より通信開始のこととす
一〇一九五二	同	日華間無線電信連絡に關し民國交通部電政司と通信約定を締結し六月一日より通信開始のこととす 第四回國際電信諮問委員會「プラーグ」に開催、帝國委員參列す 日伊間に無線電信連絡を開始す 第三回國際無線電氣通信技術諮問委員會會議里斯本に開催し帝國委員參列す 日本「メキシコ」間無線電信連絡を開始す 日滿年賀電報の取扱を開始す 日米間無線電信連絡を開始す（兩國主管廳間の通信約定は十年一月二十二日「ヘーグ」に於て十年四月二十四日東京に於て訓印） 日滿電報規則中改正、料金受信人拂

年次	西曆月次	摘要
同	同	新聞電報の取扱を開始す 日伯間無線電信連絡に關し「ブラジル」無線電信會社と通信約定を締結し三月三十日より通信開始す 外國電報規則中改正、復活祭祝賀電報の取扱を開始す 佛蘭西比律賓間外國電報の本邦經由中繼取扱を開始す 波蘭葡萄牙領印度及比律賓間に發着する外國電報の本邦經由中繼取扱を開始す RCA 通信社との通信約定を改定す 商太會社との通信約定期間を五年間延伸す 「マツケイ」無線電信會社と追加通信約定を締結す 商太會社との通信約定改訂に伴ふ東京小笠原島間特定通信時間を延伸す
一〇一九五二	同	大阪奉天間無線連絡を正式に開始す 伊太利「エチオピア」間國交斷絶に伴ひ關係情報蒐集の爲名古屋局にて國際聯盟情報の放送を受信開始す 中華民國及蘭領印度支那と南米諸國との間に發着する電報の中繼取扱を開始す 歐羅巴發蘭領印度支那宛電報の中繼取扱を開始す 日滿電報規則及日滿無線電報規則中改正し南洋群島及艦船發着の日滿年賀電報を取扱ふこととす 外國祝賀電報用封皮に無線利用勸奨の「シール」を使用のこととす 社団法人同盟通信社の業務開始に伴ふ國際放送電報規則を施行す 日滿電信爲替局報の取扱を開始す 日本無線電信株式會社に對し對外無

年次	西暦	月次	摘要
同	同	同	線電信設備の整備擴張計畫を下命、本計畫は五ヶ年計畫とし設備の整備は昭和十二年末を以て終了のこと、豫定對手國は二十五方面、名古屋に於ける操縦を廢して大阪より之を行ひ、東京は對歐米通信及國際無線電信放送を大阪は對歐通信の一部及對極東南洋通信を行ふこと、之が爲兵庫縣下に四日市に代る受信所を新設することとす
同	同	同	東京「オスロ」間直通電信連絡を開始す天津及濠洲との間に無線電信連絡を開始す
同	同	同	社団法人同盟通信社は日本電報通信社の通信業務一切を繼承す
同	同	同	對外無線通信路擴張及一般事務膨脹に伴ひ増築中なりし東京中央電信局
同	同	同	の附屬局舎竣工す
同	同	同	東京天津間直通無線電信連絡により日支間歐文電報の外北平發着和文電報をも取扱ふこととす
同	同	同	東京「モスコ」間に直通無線電信連絡を開始す
同	同	同	七月二十一日より八月二十日迄東京伯林間に直通無線電信連絡を臨時開設し、第十一回「オリンピック」競技大會(伯林)關係電報のみを取扱ふ事とす
同	同	同	東京「ベルート」間無線經由にて南阿聯邦宛電報の取扱を開始す
同	同	同	東京「ワルソー」間無線經由にて羅馬尼國宛電報の取扱を開始す
同	同	同	外國電報取扱規程中改正
同	同	同	電務局外國電信課に情報部を置く

口、電話事業年表

年次	西暦	月次	摘要
同	同	同	外國電報規則及外國電報取扱規程中改正
同	同	同	東京奉天間無線電信連絡を開始す
同	同	同	日滿電報取扱規程中改正
同	同	同	名古屋羅馬間無線經由にて「エチオピア」宛電報の取扱を開始す
同	同	同	名古屋倫敦間無線經由にて「エリトリア」及伊領「ソマリランド」宛電報の取扱を開始す
同	同	同	日滿電報規則中改正
同	同	同	外國電報規則及同取扱規程中改正
同	同	同	從來東京に於て運川せられたる對上海及天津通信を大阪に移轉運用す
同	同	同	外國電報規則、外國無線電報規則及同取扱規程中改正す
同	同	同	日滿通信協定による京城新京線及平壤新義州奉天線増設協定成立す

年次	西暦	月次	摘要
天保八	一八三七	一	米人「バイヂ」氏鐵片を急に磁化又は消磁するときは音を發することを發見し電話機發明上に一道の光明を與ふ佛人「シャル・ブルサル」氏電話理論を構成し電話發明の可能を豫
安政元	一八五二	一	文久元「一八六一」
明治四	一八七二	一	言す獨逸人「フイリップ・ライス」氏一種の電話機を發明し音樂其の他の音響の傳送に成功す
			伊太利人「アントニオ・メウイツチ」氏一種の電話機を發明す

年次	西暦	月次	摘 要
同	一八七三	三	「アレキサンダー・グラハム・ベル」氏電話の發明に大成す同時に米人「エリシャ・グレイ」氏も亦發明す
一〇	一八七五	五	「ポストン」に於て世界最初の電話交換開始せらる
十一			電話機本邦に初めて輸入せらる
同			工部省電信局と横濱電信分局との間に於て通話の實驗を爲す
十二			赤坂御所と青山御所との間に電話線を架設し之を 明治天皇の天覽に供し奉る
同			宮内省と工部省との間に於て電話回線を新設す之れ我國に於ける電話實用の最初とす「トマス・エヂソン」氏炭素送話器を發明し爾來受話器と送話器は別箇のものとなる
一一	一八七六	六	工務省電信局製造場に於て電話機の試作成る
一二	一八七九	一	米國人「コンノリー」・「マツクタイ」兩氏一種の自動交換機を發明す
一六	一八八五	五	電信局長石井忠亮氏上海より歸國、電話開設の急要なることを工部卿に提議す
九			工部卿太政大臣に對し電話交換新設の申請書を提出す、是れ電話事業に關せる發程第一の閣議請求書とす
十二			電話設置の議に付太政官より「何之趣民設之積を以て方按取調更に可申出事」と指令せられ官營の途一絶す
同			工部省亦官營を希望と雖必ずしも私營を排せず
一七	一八八四	一	奏町電信分局に於て始めて電話交換の實驗を爲す
同			工部省漸く私營の不可を知り官營の

年次	西暦	月次	摘 要
一八	一八八五	五	議を太政官に呈したれども「自今難及詮議」旨指令せらる
同			電信條令(七四條文)を公布(七月一日施行)し私設電話を取締る
同			官廳、鐵道等に於て電話機の私設漸く盛なり
十一			巾着型電話機を作製す
同			工務省三度書を太政官に提出し官營論を主張す之に對し太政官より「何之趣即今難及詮議」と指令せらる
同			太政官を廢し内閣を置き工務省を廢し逓信省を置き電話のことは逓信省の管掌する所となる時の逓信大臣榎本武揚氏初め民營論者たりしも野村逓信次官、若宮秘書官、林内信局長の進言により其の利弊得失を考究精査し豁然として官營に賛成す
同			後藤象次郎氏逓信大臣と爲る氏も亦官營に賛成す
二〇	一八八七	五	電話民營計畫者電話研究の爲理學士澤井氏を米國に派遣す
同			「アーデル」型電話機及「ベルトン」型電話機を作成す
七	一八八八	一	電話官營の廟議一決す
同			逓信技師大井才太郎氏を技術並制度研究の爲歐米に派遣す
十二			金澤金石間に於て始めて電話機に依る公衆電報の送受を取扱ふ
同			電話通信手續(五條文)を制定(翌年一月一日施行)し東京電信局熱海電信局間の電話通信の開始に適用す
同			「ガワベル」電話機を製作し標準電話機とす
同			東京熱海間に一般公衆通話を開始す
同			電話取扱心得(十四條文)を定め東京熱海間の通話に適用す
同			電信電話線私設條規(七條文)を制定し、出願の手續、工事起竣工の報告、
二二	一八九一	一	
三			
一九	一八八二	二	
三			

附 録

年次	西曆月次	摘要
二二二八〇	四	公私兩線の關係等を規定す 地方部局に訓示して通信秘密の保護を厳にす 東京熱海間の公衆通話取扱を廢止す 米國人「エー・ビー・ストローチャー」氏が現在の「ストローチャー」式の基礎を爲す自働交換方式を發明す 電話交換規則(十八條文)を制定し電話通信の手續順序、電話機使用料金及其の方法等を明にし電話交換加入の申込を爲さしむ 東京市に於ける電話加入者の使用料(年額五十圓——五月に四十圓に改定)及電話通信者の電話料(市内一通信時五錢)を定む 日本橋電信支局内に東京電話交換事務所を置き電話交換加入申込等を掌
二三二八〇	六	横濱市に於ける電話加入者の使用料(年額三十五圓)及電話通信者の電話料(市内一通信時五錢)を定む 東京横濱間の電話料(一通信時十五錢)を定む 電話創業當時は工務局に於て一切の經營に任じたるも六月官制改正せられ内信、外信、工務の三局を廢し郵務、電務の二局を置かるゝに及び電務事務は電務局にて掌る 電信線電話線建設條例(八條文)を制定し電信電話の建設に付き民有土地營造物供用等の場合損害賠償及補償評定等を規定す 電話交換規則中改正し加入者の電話に依り送受する電報は和文電報に限

年次	西曆月次	摘要
二二二八二	一	ることゝし又別に電鈴を設置するときは徴収すべき料金額(一箇毎に年額八十錢)を規定す 東京及横濱兩市に單線式單式交換機を使用し電話交換業務を開始す當時の加入者数は東京一七九名横濱四五名とす 東京に十五ヶ所横濱に一ヶ所電話所を置き通話事務を開始す 電話所の電話通話取扱時間を左の通定む自三月一日至十月三十一日、午前六時より午後十時迄自十一月一日至二月末日、午前七時より午後十時迄 電話交換加入者心得を定む 電話交換規則中改正し加入者の電話料は郵便切手を以て納付するの制なりしを通貨を以てせしむることに規定す
二二二八二	七	電話交換規則中改正し料金滞納加入者に對し通話停止若は加入除名の處分を規定す 電話交換局官制(八條文)を制定し八月十六日より施行す之に依りて従來電務局に屬せし電話業務の經營は獨立する事となり職員に技師、書記、技師を置き局長は技師を充つ、而して電話事業の經理事務は電務局通信課に、保守及工事に關する事務は同局工務課に分屬する事舊の如し 電話交換手採用規程(十條文)を定む 電話交換局長處務規程(七條文)を定む 東京龍の口交換局に於て初めて直列複式交換機を試用す 大阪、神戸兩市間に於ける電話加入者の使用料(年額三十五圓)及電話通信者の電話料(一通信時五錢)並大阪

年次	西曆月次	摘要
二六二八三三	四	神戸間市外通信料(一通信時十五錢)を定む 東京市内に於ける電話加入者の使用料年額四十圓を三十五圓に改正し七月一日より施行す 電話交換手の服務時間を八時間とし夜間若は晝夜に亘るものは當該局長適宜之を規定することとし且つ其の業務の繁閑を計り電話交換手に一ヶ月五回以内の休暇を與ふる事を得ることとす 米國「インディヤナ」州の「ラ・ポルト」局(容量五十回線)に世界最初の自動交換を開始す 大阪、神戸兩市に電話交換業務を開始す當時の加入者數大阪一四一名神戸七四名とす大阪は單式交換機を神
二七二八九四	三	戸は「マン」式交換機を使用す 大阪及神戸兩市に各一ヶ所電話所を置き通話事務を開始す 逓信省官制を改正し、郵務電務の二局を併合して通信局を置く 逓信省官房各局分課章程を改正し電話の法規に關する事務及事業に關する庶務等は通信局總務課、建築、保守、工事及線路に關する事務は同局工務課に於て之を掌理す 電話交換手規則(二十一條文)を制定(翌年一月一日施行)し電話交換手採用規程を廢止す 始めて架空「ケーブル」を採用す 大阪神戸間に重信回線を試用す 女子電話交換手取締規則(八條文)を制定し六月一日より施行す
二八二八九五	五	

年次	西曆月次	摘要
二九二八六三	三	逓信省各局分課章程中改正し通信局に於ける總務、經理、工務の三課を廢し、庶務、内信、外信、計理、工務及電氣試験所の五課一所を置き舊總務課に屬せし電話の事務を庶務、内信、計理の三課に舊工務課に屬せし事務を工務課及電氣試験所に分屬せしめ三月廿一日より施行す 電話交換局官制中改正し局長は從來技師を充てたるも技手も亦之に充つることを得ることとす 事業公債條例に依り第一次電話擴張費は其の財源を公債に仰ぐこととし二十九年度より三十五年度に至る七ヶ年繼續事業とし其の計畫案を第九議會に提出し協賛を経たるを以て二十九年度より實施す 京都市内に於ける電話使用料(年額三十五圓)及電話通信者の電話料(一
二九二八六六	一	通信時五錢)又京都大阪間(一通信時十五錢)京都神戸間(一通信時二十錢)の市外通信料を定む 二十九年度第一擴張に着手すると同時に從來使用のガウベル電話機を廢し、「デルビル」及「ソリッドバック」電話機を採用することとし前者は普通加入者用とし後者は長距離加入者用に定む 電話市價昂騰し賣買漸く頻繁となる京都市に電話交換業務を開始す 京都市内に電話所二ヶ所を開始す 京都大阪及京都神戸間に電話通信を開始す 和泉國堺市に電話所を開始す、大阪堺、京都堺、神戸堺間各電話通信料一通信時十五錢に定む 逓信省官制を始め電話交換局官制等を改正し通信局を郵務、電務の二局
三〇二八九七	五	
二九二八六七	七	
二九二八六八	八	

年次	西曆	月次	摘要
		十二	に分ち電務局には庶務、電信、電話及電氣試験所の三課一所を置き電話に關する事務は庶務、電話の二課に分類す
			電話交換規則全文を改正し電話加入區域(普通、特別)及順序開運の制を設け、加入登記料を徴收することとし、加入名義の変更を認め卓上電話機の使用を許し市外通話及非加入者の爲す通話は一通話時(五分間)を超えて通話し得ざることとし、從來電話加入期間は初期二ヶ年次期より一ヶ年なりしを初期一ヶ年次期より三ヶ月に短縮し、加入解約の通知は期間満了の日より三ヶ月前に爲すべき規定なりしを十五日前に改め、家屋所有者の機械設置承諾書を提出せし
		同	むることに規定す
		同	東京、大阪、京都、横濱、神戸、名古屋、堺の各電話交換局及電話交換支局の電話加入區域を定む
		同	電話交換規則に依る電話加入登記料及電話使用料規則を制定す
		同	電話交換局電話交換支局事務規程(二十三條文)を定め電話加入事務取扱手續を定む
		同	電話所事務規程(九條文)を定め電話所に於ける通話取扱手續を定む
		同	電話所電話通信時間を左の通改定す 自三月一日至十月三十一日、午前六時より午後十時迄 自十一月一日至翌年二月末日、午前七時より午後十時迄
		同	電話通信心得書を定め電話加入者及

年次	西曆	月次	摘要
		同	非加入者の電話通話心得とす 無料電話通信は遠距離に依るものは交換上緊急なる要務に關するものゝみに限定す 單線式電話線路を複線式に改む
		同	電話交換規則を改正(三月一日施行)し官廳のみならず公署及其他公益事業に對し優先開通を認め電話使用料等の納期を改め尙電話に關する料金は現金納付を原則とすることに改定す
		同	電話交換規則中改正し電話加入申込の讓渡を認め、加入除名者に加ふる制裁の條項を追加す
		同	電信電話等に關する犯罪事件處理手續(八條文)を定め之に抵觸する從來の處理手續等は廢止す
		同	堺に電話交換業務を開始す
		同	名古屋市に電話交換業務を開始す
		同	名古屋市に電話所一ヶ所開設す
		同	逓信省官制を改正し郵務電務を廢し通信局を置き電話に關する事務は同局庶務、電務、調度、工務各課及電氣試験所に各分屬す
		同	電話交換規則中改正し長距離通話の制を設け東京大阪間市外電話線開通と共に之を實施す東京大阪間通話料一圓六十錢とす
		同	加入登記料及電話使用料規則中市内外電話料金を改正し四月一日より施行す即ち市内十錢を十五錢に、市外東京横濱間、大阪神戸間、大阪京都間、京都堺間各二十錢を二十五錢に大阪堺間十五錢を二十錢に各増額す
		同	長崎に電話交換業務を開始す
		同	福岡及赤間關(下關)に電話交換業務を開始す

年次	西曆月次	摘 要
三三一九〇〇	三	電話所事務規程中改正し電話所に於ける無料通話取扱手續を定む
	六	電話交換規則中改正し工事施行上開通順番に據り難きものは其の順番を變更し得ることに規定す
	十二	衆議院内に始めて電話所を開設す
	三	電信法(四十七條文)を公布(十月一日施行)し電信條例を廢止す
	四	札幌に電話交換業務を開始す
	六	小樽、四日市、桑名に電話交換業務を開始す
	八	函館に電話交換業務を開始す
	同	官廳用の電信及電話に關する件を定む
	同	電話呼出規程(十四條文)を定め九月十一日より施行し電話呼出の途を開く
年次	西曆月次	摘 要
	同	電話所事務規程全文を改正し九月十一日より施行す
	同	電話加入登記料及電話使用料規則中を改正し電話呼出料を追加す
	同	電話所受負人規程(二十七條文)を定め受負制度に依り電話所の増設を圖る私設電信規則(三十一條文)を制定(十月一日施行)し電信電話線私設條例を廢止す
	九	私設電信に依る公衆通信取扱規則(八條文)を制定し十月一日より施行す
	同	官廳用電信電話規程(七條文)を定め十月一日より施行す
	同	自動電話機に依る通話に關する規則を定む
	同	官廳の電話加入區域外加入を認む

年次	西曆月次	摘 要
三四一九〇一	一	電話交換業務用に供する電話加入及電話通信等は無料と爲すことを得る制を設く
	十	電話交換業務用の爲局長及局員の住宅に無料加入電話設置の制を設く
	同	東京市新橋上野兩停車場に自働電話を設く
	十二	門司に電話交換業務を開始す
	一	仙臺に電話交換業務を開始す
	二	熊本に電話交換業務を開始す
	三	廣島に電話交換業務を開始す
	同	金澤に電話交換業務を開始す
	五	電話加入者は其の使用に供する普通電話機に限り所屬電話交換局の認可を経て自ら之を供給するを得ることを定む
	七	東京電話交換局の夜勤男子交換手に代ふるに女子を充つ
	同	新潟に電話交換業務を開始す
年次	西曆月次	摘 要
三五一九〇二	六	官廳用並私設電信電話監督事務規程(八條文)を定む
	同	電話加入者は電話所又は各自動電話所より自己使用に係る電話機の不通其他障礙に關し其の修理方を通報することを得ることに定む
	同	私設官廳用電話機を加入回線に接続し得ることに又加入電話機に受話器(筒形、時計形、戴頭)を増設し得ることに定め七月一日より施行す
	七	特設電話加入規則(二〇條文)を制定し加入區域外に在る電話所所在地及其の附近に在る者は通話に必要な一切の設備及維持費等を負擔し電話に加入し得るの途を開く
	同	電話番號簿の様式中列記を電話番號順に據らず加入者姓名の「イロハ」順にすることに改正す
	同	特設電話加入取扱規程(十一條文)を

年次	西曆月次	摘 要	年次	西曆月次	摘 要
三六一九〇三	三	通信官署官制を發布し従来の電話交換局官制を廢止す、通信官署は通信管理局、郵便局、電信局、電話局及鐵道郵便局の五種とし、電話現業事務は郵便局、電信局にも之を兼掌し、東京及大阪に特に中央電話局を置く、電話局長及支局長は通信技師又は通信技手を充つ	三七一九〇四	同	取扱ふこととす
	十	電話特別加入區域内に設置したる電話所所在地町村を電話加入區域外に編入したるときは其の電話所の通話區域、電話料及電話呼出料は従來と同一とし又電話特別加入區域内の町村を電話加入區域外に編入したる時其の地域に電話加入者ある時は尙特別加入區域内の電話加入者と同一に	三八一九〇五	三	通信官署中通信管理局は之を廢止し其の事務を一等郵便局に掌理せしめ東京及大阪の中央電話局も亦廢止し其の地一等郵便局に併合す 京都局に試験的に共電式交換機を採用す本邦に於ける同電話交換機使用の嚆矢とす 漸次に男子電話交換手を廢す 電話交換手電話交換手伍長及電話交換手取締規則(四十條文)を制定(四月一日施行)し電話交換手規則、女子電話交換手取締規則を廢止す 東京佐世保間(約一、五五〇軒)の長距離線を設け之に依りて軍事上の需要に應じたるが本邦に於ける空前の長距離電話回線とす

年次	西曆月次	摘 要	年次	西曆月次	摘 要
三九一九〇六	六	特設電話規則(二十五條)文を制定(五月一日施行)し特設電話加入規則を廢止す 特設電話處理規程(十八條文)を定め五月一日より施行し特設電話加入取扱規程を廢止す 續業特設電話規則(十四條文)を制定す 續業特設電話所取扱規程(六條文)を定む	四〇一九〇七	七	市外通話料算定に始めて距離に依る等級を付す 電話加入事務規程(三十八條文)を定め七月一日より施行し電話交換局電話交換支局事務規程中本規程に抵觸するもの及電話番號簿様式に關する件を廢止す 日本銀行、橫濱正金銀行の申請により東京横濱間に市外専用電話施設を許可す 電話規則を改正し電話土地種別に丁地を加へ又特設電話所在地に一般電話交換を開始したる時特設電話加入者にして既設の線路機械等を無償引渡を爲すものは一般電話交換加入に關し加入區域外の部分の料金低減の特典を附するの規定を設け同時に特設電話規則をも改正す
	十二	電話規則(六十三條文)を制定(七月一日施行)し電話交換規則を廢止す、本規則に依り共同線加入及連接加入を認め、至急通話及特別長距離の制を設け、加入申込の名義變更を禁じ、電話線専用の途を拓き始めて土地種別を定めて甲、乙、丙の三種とし一人にして二箇以上の加入申込を有する場合一箇以外の申込は順番を繰下げ	四〇一九〇七	四	電話規則を改正し電話土地種別に丁地を加へ又特設電話所在地に一般電話交換を開始したる時特設電話加入者にして既設の線路機械等を無償引渡を爲すものは一般電話交換加入に關し加入區域外の部分の料金低減の特典を附するの規定を設け同時に特設電話規則をも改正す

年次	西曆	月次	摘要
四二二九〇三	同	九	無料電話規程(十六條文)を定め四月一日より施行し無料電話設備及無料通話の範囲を規定す 電話規則中改正し電話番號簿に一定の料金を徴收して重複掲載及他人名義掲載の途を開き特急架設の名義變更に關する制限を緩ふし、同等資格者以外の者と雖開通後五年を経たる時は一般のものと同じく名義を變更し得る事とし同時に特急架設の理由消滅したる時は加入を取消す事とし連接加入にして本加入名義變更の場合には其の連接加入は自然消滅の規定なりしも新名義者に於て承諾するときは繼續し得べき例外を設け市外通話の繼續通話制限一通話時を二通話時迄繼續し得ることに定む
六	同	七	電話規則中改正し加入申込者にして電話開通用物件を無償提供の場合は申込登記番順に依らず開通の制を設け六月二十九日より施行す 電話交換用語を一定す 豫約新聞電話規則(二十條文)を制定し九月一日より施行す 豫約新聞電話取扱規程(十七條文)を定め九月一日より施行す 警察用電話を政府に無償引渡したるときは該線に依る市外通話料半減するの制を設け十月一日より施行す
九	同	八	

年次	西曆	月次	摘要
四二二九〇二	同	四	電話規則を改正し特設電話を普通電話に變更し又は私設官廳用電話を加入電話に變更したる場合は加入區域外加入及四加入迄の共同線加入を認め尚工事用物件を無償提供するとき共同線加入を單獨加入に變更し得ることを定め十月一日より施行す 鐘業特設電話規則を改正し翌年一月一日より施行す 電話に關する滯納料金徴收規則(四條文)を制定(三月一日施行)し滯納料金徴收規程を廢止す 政府財政方針變更の結果電話擴張費を四十二年度より變更す 地方廳が無償引繼したる電話線に依る通話の通話料半減を他の電話線に依り連絡する通信區域の通話にも及ぼし且つ優先接續等の特例を開き五月十一日より施行す
五	同	五	豫約新聞電話規則中改正し長距離通話區間のみに限らず短距離區間の豫約通話をも取扱ふこととし五月一日より施行す 豫約新聞電話取扱規程中改正し五月一日より施行す 第二回全國電話局長會議を開催し電話業務の改善、交換用語一定、市外通話傳送方法等を審議せり 電話規則中改正し寄附開通の場合に於ける「必要なる物件」を「工事用物件」に改め五月十日より施行す 電話交換取扱手續及市外電話に關する傳送方法並取扱用電信略號を定め電話通話の取扱を統一す 電話交換用語を改正す 特設電話規則全文を改正し十月一日より施行し加入區域を定むる等在來の不備を補ひ面目を一新す
九	同	八	

年次	西曆月次	摘 要
四	四	電話至急開通規則 九條文)を制定(五月一日施行)し六大都市に於て一定の料金を納むるときは加入申込登記順番に係らず年度内に於て開通せしむるの制を設く 電信電話制施設の費用に充つる目的を以てする金銭の寄附を認め五月一日より施行す 第三回全國電話局課長會議を開催し 二、三等局電話交換の改善、話中調保存置の可否、電話交換證の様式検査、整理其他豫約新聞電話に關する件等を審議せり 公署の無償引渡電話に關しては地方廳無償引渡電話と同様通話料半減及優先接続を認め七月一日より施行す 電話規則中改正し金銭寄附受理の條
四三	三	項を追加し又單獨加入開通に相當する費用若は物件を寄附したるときは共同線加入を單獨加入に変更し得ることを認め尙過納及誤納の料金は請求に依り還付のこととし九月一日より施行す 逓信管理局を設置し通信官署は郵便局、電信局、電話局の三種として郵便局を一、二、三等に分ち電信及電話局を一、二等に分ち従來通信技師又は通信技手に限りたる電話局長に通信事務官、通信事務官補又は通信書記を以て充つるを本則とすることに改め東京及大阪に中央電話局を置く 電話規則中改正し市外通話料を遠距離遞減とし尙通話料三十錢以上の通話區域に於ける夜間低減料金の制を

年次	西曆月次	摘 要
四四	七	定め五月一日より施行す 電話通話及呼出取扱時間は特に定むるものを除く外左の通定め七月十五日より施行す 一、自三月一日至十月三十一日午前六時より午後十時迄 一、自十一月一日至翌年二月末日午前七時より午後十時迄 電話規則中改正し電話機一時撤去の制を定め又加入區域外加入者は相續の外名義變更を許さざりしも電話機設置場所を變更せざるものは之を許すこととし尙三加入以上の共同線加入は其の名義を變更し又は機械設置場所を變更することを得ざる旨を定め八月五日より施行す 市内専用電話規則(十八條文)を制定(四月一日施行)し政府の施設する電話線を個人に専用せしむるの制を
同	三	定め又加入電話機と同一邸宅構内に施設せる市内専用電話機を其の加入交換線に接続し得ることとし 市内専用電話事務規程(十五條文)を定め四月一日より施行す 電話規則中改正し土地種別に戊地を加へ其の他各種料金を改定し四月一日より施行す 火災水害其の他非常災害の際電話機を保護持退したる者の手當支給の件を定む 豫約新聞電話規則中改正し従來通信の内容に制限なかりしを新聞紙掲載事項の目的を以てする通信に限定し又豫約専用電話機及附屬物品を移轉したるときは相當料金を課することとし九月一日より施行す 豫約新聞電話取扱規程中改正し九月一日より施行す

年次	西曆月次	摘要
二一九三二	九	<p>自働電話料金取集規程全文を改正し十月一日より施行す</p> <p>電話規則中改正し電話番号簿掲載着手前に取消したる場合の掲載料、工事着手前に取消したる場合の機械移轉料、電話線接続料を納むべき事實が其の工事着手前に消滅したる場合の接続料は何れも免除又は還付のと、し尙除名處分の適用を緩和し二月一日より施行す</p> <p>地方逓信官署官制を公布し逓信管理局官制及逓信官署官制を廢止し地方逓信官署を逓信局、郵便局、電信局及電話局として逓信局を五ヶ所に置き郵便局以下の等級及其所掌事務は従前通とす</p> <p>電話規則中改正し卓上電話機及増設</p>
三一九四二	七	<p>電話の設置等の場合に於て承認後と雖工事其の他己むを得ざる事情あるときは其の裝置を變更することある旨を定め又名義變更の場合に於て新名義人には家屋所有者の承諾書を添付せしむる等の制を設け七月一日より施行す</p> <p>市内専用電話規則中改正し轉換機を使用する場合其の設備料は實費を維持料は年額一圓を徴收することに定め七月一日より施行す</p> <p>無料電話規則中改正し特に必要ある場合は官署用に限り卓上電話機を裝置し又電話機、受話器、電鈴の増設を認め七月十一日より施行す</p> <p>公署の電話加入區域外加入を認め二月二十七日より施行す</p>

年次	西曆月次	摘要
同	五	<p>無線電話に通信法規を準用す、無線電話は未だ直に實用に供するの域に達せざるも或程度迄は通話可能なるに至りたるを以て通信法規を準用し公衆の施設を禁じ無線電信の傍受防過等取締の途を設く</p> <p>豫約新聞電話規則中改正し短期豫約通話取扱の制を設け五月十日より施行す</p> <p>電話規則中改正し短期電話特急架設の制を定め、至急開通電話の名義變更及構外移轉は原則として開通後一ヶ年間之を禁じ十月一日より施行す</p> <p>電話通話規則(三十三條文)を制定し電話呼出規程を廢し電話規則中通話に關する條項を削除し十二月一日より施行す、本改正により新に定時通話の制を設け夜間通話を兩地加入者相互間に限られしを更に非加入者に</p>
同	十一	<p>及ぼし通話取消料を定め長距離通話の場合に於ける市内通話の中斷等を規定す</p> <p>豫約取引所電話規則 五條文を制定(十二月一日施行)し取引所又は其の指定せる者相互間に於て相手取引所市場に公示すべき取引所の取引相場を一定の時間豫約通話の途を設く</p> <p>電話通話取扱規程(九章百四十五條文)を制定(十二月一日施行)し電話交換局電話交換支局事務規程及電話所事務規程を廢止す本規程は主として從來の規程通牒類を整理統一し且つ電話通話規則に依り新に規定せられたる定時通話、話中切斷、夜間通話の擴張、取消料、呼出指定事項の加除訂正、呼出應答等に關する取扱方法其の他電話交換證等の式紙類の規畫統一を規定せるものとす</p>

年次	西暦	月次	摘 要
四一九五	一	六	浮塵の電話通話を一切禁止す 無線電信法を制定し陸上無線施設は 最少限度に於て之を認め、無線電信 電話使用する爲政府は船舶の一部を 使用すること等を規定し十一月一日 より實施す
五二九六	二	十二	請願通信施設規則(二十二條文)を制 定(十二月五月施行)し請願電信規則 を廢止し從來の請願施設は町村のみ なりしを一般個人の請願をも認むる こととし又請願事項に電話通話及呼 出事務開始等を追加規定せり 電話便規則(十七條文)を制定し加入 者より非加入者へ又は非加入者相互 間に於て電話に依り依頼を受けたる 傳言を其の指定先に送達するの制を 設け三月一日より東京及大阪兩中央
同	同	三	電話局区内に施行す其の取扱區域は 同一電話加入区内相互間とし傳言事 項は假名六十字以内とす 電話規則中を改正し土地種別五種を 六種(已地追加)とし加入者數を以て 其の區別の標準とし四月一日より施 行す
同	同	四	第四回全國電話局課長會議を開催し 市外通話取扱の改善、従事員服務其 他一般業務取扱改善に關し審議せり 第三次擴張計畫(大正十五年度より 五ヶ年計畫)は第三十七議會の協賛 を経て本年度より實施す 鳥羽神島間に無線電話に依る電信業 務を四月十一日より開始す、本區間 の無線電話實驗は大正十三年十二月 十六日開始せられたるものにして世

年次	西暦	月次	摘 要
六一九七	三	六	界最初のものとす 電話に依る火災報知制度を新設し四 月一日より東京市内に施行す從來東 京市内に於て設備する電氣的火災報 知装置は「モールス」機に依る非常報 知機及消防官署を連絡する直通電話 の二者に過ぎず公衆の直接通報不可 能なるに依り本制度を實施せるもの とす 第三次擴張計畫を第三十九議會の協 賛を経て第一次改定(九ヶ年計畫) す
六二九七	十	八	私設電信電話無線電信電話監督事務 規程(十八條文)を定め八月十五日よ り施行し官廳用並私設電信電話監督 事務規定を廢止す 特設電話規則中改正し市内専用電話 機を交換線に接続することを得るこ と等を規定し十一月一日より施行す
七二九八	三	六	共同線及連接加入の物件寄附に依る 優先開通を認む 近時民間に於て電話を射利の目的に 供する傾向顯著となりしか爲眞の需 要者を満足せしめ難く電話擴張の本 旨に悖ることとなり且つ申請受理決 定に際しても多數の日子を要し工事 上支障不尠ざるを以て是等を救済せ ん爲め又其の他不備と認めらるゝも のに關し電話規則中及電話至急開通 規則中を改正し六月二十二日より施 行せり其の要項左の如し (一)電話規則中改正……加入申込後 二ヶ年經過せるものは加入申込を取 消し加入登記料の還付を請求し得る こと、同一邸宅構内を設置場所とす る加入申込は同一名義のものとして し又設置場所變更の加入申込に對し 何れも開通順番を繰延べること、寄

附 録

年次	西曆月次	摘 要
八一九九四	十二	<p>附開通電話に對し至急開通規則を準用し開通後五ヶ年間名義變更及設置場所變更を禁ずること等を規定す</p> <p>(二)至急開通規則中改正…至急開通の申請受理順位を定め、申込不受理條件を厳にし、開通後の名義變更及設置場所禁止期間を五年に延長し名義を貸借し申請を爲したるものに對し百圓以下の罰金に處すること等を規定す</p> <p>第三次擴張計畫を第四十一議會の協賛を経て第二次改定す</p> <p>電話規則に全般的な大改正を行ひ四月一日より施行す之に依り加入區域外加入は官公署に限りたるも一般加入者にも之を認め、増設電話を甲種及乙種の二種とし、發信専用の制を設</p>
	同	<p>け、電話交換線に接続する官私設電話の取締及機械類供給に關する事項等を規定す</p> <p>特設電話規則中改正し四月一日より施行す</p> <p>電話通話規則中改正し火災報知の爲公衆より消防官署に對して爲す市内通話は無料と爲す等の規定を設け四月一日より施行す</p> <p>火災報知電話に關する件中改正す</p> <p>電話加入者宅内電話交換取扱者養成委託手續(七條文)を定む</p> <p>普通電話の加入申込を制限し六月七日より施行す即ち電話規則に依る電話加入申込は從來無制限に受理し來りたるも今次の電話擴張計畫が積滞申込を一掃するの趣旨なるに鑑み當</p>
	同	<p>話を爲し得る途を開く</p> <p>普通三等局以下の電話通話及呼出並電話便取扱時間を午後八時迄に短縮し大正九年一月十六日より施行す</p> <p>電話規則中改正し度數料金制を六大都市(丁地以上)に實施し一般電話料金を改定値上し土地種別に庚、辛、壬の三階級を追加し四月一日より施行す</p> <p>特設及市内専用電話規則中改正し四月一日より施行す即ち電話規則の一般料金値上げに伴ひ之が平衡を計る爲特設電話及市内専用電話に關する料金を改定値上せり</p> <p>運輸事業に對し初めて市外専用電話を許可す</p> <p>特設電話規則中改正し消防通話の制を設け、加入區域公示方法を改め七月二十一日より施行す</p>

年次	西曆月次	摘 要
九二五〇三	同	<p>分の内、特急架設寄附開通、電話至急開通、共同線加入又は連接加入の申込に限り之を受理すること、電話至急開通規則全文を改正し六月七日より施行す之に依り加入申込を有せざるもの、申請を認め、申請受理順位を公益及抽籤の二種とし、抽籤に依るものは開通豫定數の二倍に達する迄必要程度高きものより調査選定し抽籤に付することに定む</p> <p>本年度至急開通豫定數、至急開通料、至急開通受付期間等を公示す</p> <p>第五回全國電話局課長會議を開催し電話度數料金制、交換監査等に關し審議せり</p> <p>消防通話の制を設け十二月四日より施行す之に依り消防官署は加入者の使用中に非らざる加入回線に携帶電話機を接続し火災消防上必要なる通</p>
	同	<p>同</p>
	七	<p>同</p>

年次	西曆月次	摘要
一〇二五二四	四	無線電信法中改正し航空機に施設する無線電信及無線電話に関する事項を追加し昭和二年六月一日より施行す
一一二五三二	五	電話至急開通規則中改正し加入申込を有せざる至急開通申請者に電話規則を適用すること等を規定し五月十八日より施行す
一一二五三二	九	市内専用電話規則中改正し特別の事情あるものは特殊の装置に依り二人以上の専用に供せしむることを定め二月九日より施行す
一一二五三二	十一	市外電話交換取扱手續を定む
一一二五三二	十二	逓信省構内電話に試験的に自動交換方式を採用す
一一二五三二	十二	第三次擴張計畫を第四十六議會の協
一一二五三一	同	電話至急開通規則中改正し電話機設置場所變更は受理通知前と雖も之を禁ずること等を規定し八月十日より施行す
一一二五三一	同	第三次擴張計畫を第四十三議會の協賛を経て第三次改定を爲す
一一二五三一	十	臨時電信電話建設局官制を公布し十月一日より施行す
一一二五三一	十一	電話交換手見習養成準則(三十一條文)を定め電話交換手養成方法を統一せり
一一二五三一	同	官廳用の電信及電話に関する件を官廳に於て施設する無線電信無線電話に準用することを定め十一月二十二日より施行す
一一二五三一	十一	官廳用無線電信無線電話規則(六條文)を制定し十一月二十四日より施行す

年次	西曆月次	摘要
一一二五三一	同	贊を経て第四次改定す
一一二五三一	同	神戸中央電話局所屬一般加入者と船舶との無線電話を一月一日より開始す之れ實に本邦に於て有線無線の連絡を公衆通信の用に供したる嚆矢たるのみならず世界に先鞭して實施せる新記録的施設とす
一一二五三一	同	第六回全國電話局課長會議を開催し電話加入事務、電話通話事務、犯罪事故防止等に關し審議せり
一一二五三一	三	電話便規則を三月一日より廢止す
一一二五三一	同	電話通話及呼出取扱時間を改正し従事員の負擔加重を軽減する一助として取扱時間を一般に短縮せり
一一二五三一	六	新聞社及通信社に對し初めて市外専用電話を許可す
一一二五三一	同	電話至急開通規則全文を改正し六月二日より施行す之に依り資格調査を廢し公益上必要なるもの以外は全部
一一二五三一	七	を抽籤とし、受理條件を嚴にし、名義及場所變更禁止期間の經過を條件として之等の變更豫約を爲したるときは加入取消すこと等を規定す
一一二五三一	九	岸壁又は棧橋に繫留の船舶と陸上との間に電話の便を開く爲め在來の増設電話施設範圍を擴張し繫船時は船舶内に於て其の場合には岸壁又は棧橋上に設置し使用せしむるの制を設く
一一二五三一	九	一日關東に大震災あり電話事業の被害甚大にして震災に依り焼失せるもの東京は總加入者數七萬九千八百餘名中六萬三百餘名にして七割七分を占め又横濱は總加入者數一萬五百餘名全部罹災し附近各局何れも被害多く市外電話回線も亦焼失、埋没、流失せるもの夥しく東京中央電話局に於ては約三百回線の不通を來し帝都

年次	西暦	月次	摘要
十	同	同	と各都市間の通信連絡は一朝にして杜絶す其の他の被害算なし 救護事務用電話を施設す一日夜先づ中野電信隊の手に依り陸軍省を中心に各官公署に電話を架設し九日には中央郵便局階上に電話機を装置し各官公署公益関係者銀行會社等に電話を架設し陸軍架設のものに代らしめ二十九日には焼失を免れたる高輪、青山、小石川、牛込の四分局は一齊に復舊す 震災地に於ける至急開通電話、寄附開通電話の名義及設置場所變更に關する制度を當分の内撤廢し、業務上支障なき限り變更を認め十月十九日より施行す 右施行區域は東京、横濱、横須賀、
十一	同	同	小田原、鎌倉の加入に限る 震災地に於ける電話加入者は震災の際電話機を焼失損壊し又は持退きたるものは速に所屬電話官署に届すべき旨公示す 震災に伴ひ電話料金の還付に關する特例の件を定め十一月二日より施行す 臨時市内特設電話規則(七條文)を制定し十一月八日より施行す之に依り東京及横濱の加入者にして震災の爲其の加入電話不通となりたるものは二十加入以上二百加入以下を以て一交換設備と爲し政府は其の交換機より局までの線路を建設し加入電話全部復舊する迄應急的電話使用の便法を設くその特設電話所数は東京市

年次	西暦	月次	摘要
十二	同	同	内百二十一ヶ所收容加入者五千九百餘名、横濱市内は八ヶ所收容加入者四百六十餘名とす 放送用私設無線電話規則を制定し十二月二十日より施行す 京都、伏見間に我國最初の即時市外通話取扱を十二月二十一日より開始す其の成績良好なり 第三次擴張計畫を閣議を経て第五次改定(七ヶ年計畫)す即ち震災後一般財政に一大緊縮を加ふる必要上電話事業は自給自足の建前の下に至急開通料及電話使用料等の値上を行ひ擴張を爲すことに閣議決定し大正十三年度より實施す 電話規則中改正し物價及勞銀の昂騰による電話設備費及維持費の増加に伴ふ事業經濟より收支相償ふの範圍内に於て各種電話料金を値上げせり
三	同	同	即ち六大都市は基本料金を据置き度敷料のみ三錢とし均一制施行地は使用料の約二割増額す尙甲種増設電話使用者名義並加入回線に接続する官私設電話及市内専用電話の電話番号及設置場所を電話番号簿に掲載し得るの制を設け四月一日より施行す 臨時市内特設電話規則中改正し度敷料二錢を三錢とし四月一日より施行す 特設電話規則中改正し電話料金を値上げし四月一日より施行す 電話通話規則中改正し一通話時五分制を三分制に改め繼續通話を三通話時迄とし四月一日より施行す 電話通話取扱規程中改正し四月一日より施行す 豫約新聞電話規則中改正し一日八通話時(舊五通話時以上)以上の豫約者

年次	西暦	月次	摘要
大正五 昭和元	一九一六	一	<p>者より徴収す</p> <p>四、本電話と通話し得る乙種増設電話を廢止す</p> <p>五、特別長距離通話區域を廢止す</p> <p>六、自働電話を公衆電話と改稱す</p> <p>東京中央電話局京橋分局に我國最初の自働交換方式(ストローチャー式)を採用し一月二十日より實施す同月二十五日本所分局に、三月十八日下谷分局に、三月二十日神田分局に何れも自働交換方式(ストローチャー式)を採用實施す</p> <p>横濱中央電話局本局及長者町分局に自働交換方式(シーメンス、ハルスケ式)を採用し三月二十五日より實施す</p> <p>第七回全國電話局課長會議を開催し</p>
		三	
		四	<p>電話法規の整理統一、電話擴張實施、従事員の養成監督等に關し審議せり</p> <p>岸壁又は棧橋に繋留する船舶と陸上との間の電話連絡に關する件を定め、四月九日より施行す、岸壁又は棧橋に繋留する船舶に有線電話を繋留するの制度は從來増設電話として實施せしが利用範圍は加入電話に限られたる爲め獨占施設となり一般的に利用する所とならず著しく不便なるを以て之れが施設を一層擴大し公衆電話等の如く政府の施設として一般的に使用せしむることとす</p> <p>青森函館間電話連絡線は四月二十四日竣工せり</p> <p>第三次擴張計畫を第五十二議會の協賛を経て第七次改定し昭和二年度より</p>
		十二	

年次	西暦	月次	摘要
二二 二九 七二		八	<p>り實施す</p> <p>市内専用電話規則中改正し法人に非らざる公益團體に對しても同電話の使用を認め三月一日より施行す</p> <p>東京名古屋間に初めて搬送式電話回線を實施す</p> <p>東京大森間に即時市外通話接續法を大森發信九月五日東京發信十一月五日より實施す</p> <p>電話加入申込者又は加入者に於て設備及維持を爲す増設電話並電話加入回線に接續する官應用、私設及市内専用電話の具備すべき條件又は標準回路及之に使用すべき機器を規格統一し之に伴ひ電話規則中改正し九月十日より施行す</p> <p>放送中繼用として初めて市外専用電話を許可す</p> <p>郡役所廢止後に於ける自治行政の運</p>
		九	
		同	
		十	
		十一	
		同	<p>行を一層敏活完全ならしめ且地方經費の節約を圖る爲め町村役場と所轄府縣廳との間の電話連絡は加入電話に依り難きものは町村役場を電話通話事務のみを取扱ふ電話官署に接續して電話連絡を爲さしむるの制を設け十一月十六日より施行す</p> <p>市内専用電話規則中改正し専用者に於て設備及維持を爲し或は物件を寄附し或は特殊の裝置を爲す場合に於て特別の事由ありと認むるときは専用電話の料金を特定し又は免除することとし翌年一月一日より施行す</p> <p>東京及横濱中央電話局の震災に因る被害加入者は全部復舊したるに付之れが救済の爲め制定實施中の臨時市内特設電話規則は十一月十七日より廢止す</p> <p>特設電話規則中改正し電話加入區域</p>

年次	西暦	月次	摘 要
三二九八二	十二	十二	外加入を他局所の加入区域内よりも加入し得るの制を設け翌年一月一日より施行す 下關門司間に即時市外通話接続法を十二月十一日より實施す 電話規則中改正し官公署の區域外加入は制限距離二里を超ゆるも事業上又は工事支障なしと認むる場合は加入することを得るの制を設け二月十四日より施行す 豫約新聞電話規則中改正し豫約通話時間獨占等の弊害を除去の爲め一箇月以上繼續して豫約通話を爲さざるときは其の認可を取消し又は時数を減少のことに改定し二月十五日より施行す 大阪中央電話局堀川及天王寺分局に
同	同	同	自働交換方式を採用し三月四日より實施す 「メートル」法實施の爲め關係規定中改正し四月一日より施行す 神戸中央電話局湊川分局に自働交換方式を採用し四月一日より實施す 京都中央電話局本局に自働交換方式を採用し四月八日より實施す 名古屋中央電話局本局に自働交換方式を採用し四月二十二日より實施す 電話特別開通規則中改正し設備費分納及還付の制を設け六月二十三日より施行す 無線電話通話規則(二十條文)を制定し十月二十一日より施行す 電話規則中改正し船舶通話の必要上加入者相互間の市内通話を中斷した
三	同	九	案の内容を實施することとせり 電話規則中並電話通話規則中改正し電話加入區域並通話區域の公示を官報掲載を廢し局前掲示に改め五月一日より施行す 電話通話取扱規程中式紙類の規格標準を改定し五月二十六日より施行す 第三次擴張計畫を第十次改定(五ヶ年計畫)し第五十九議會の協賛を経て昭和六年より實施す本計畫は第九次改定案と同様にして工事費の單價は物價低落の状況を考慮し前案より約一刻五分減額す 電話番號簿廣告掲載規程を制定し從來禁止せられたる電話番號簿廣告は電話番號簿調製費節約の趣旨に依り之を認むることとし五月十五日より施行す 電話番號簿廣告掲載規程を改正し電

年次	西暦	月次	摘 要
四一九九十二	十二	十二	るときは度數料を課せざることとし十月二十一日より施行す 第三次擴張計畫を第五十六議會の協賛を経て第八次改定(十二ヶ年計畫)し昭和四年度より實施す本計畫に依り公債財源を復活し加入者の負擔金を遞減することに改定す 電話規則中改正し加入區域外加入の範圍を所屬局より十二軒(舊八軒)迄擴張し翌年一月一日より施行す 第三次擴張計畫の第九次改定計畫案を第五十七議會に提出したるも解散の爲め協賛を経るに至らず即ち本計畫案は公債財源を打切り昭和四年度以降の擴張工程よりの益金加入者設備費負擔金加入登記料及一般會計よりの補給に仰ぐことに計畫提案せるも協賛に至らざるを以て昭和五年度に於ては實行豫算を以て右改定計畫
同	同	五	案の内容を實施することとせり 電話規則中並電話通話規則中改正し電話加入區域並通話區域の公示を官報掲載を廢し局前掲示に改め五月一日より施行す 電話通話取扱規程中式紙類の規格標準を改定し五月二十六日より施行す 第三次擴張計畫を第十次改定(五ヶ年計畫)し第五十九議會の協賛を経て昭和六年より實施す本計畫は第九次改定案と同様にして工事費の單價は物價低落の状況を考慮し前案より約一刻五分減額す 電話番號簿廣告掲載規程を制定し從來禁止せられたる電話番號簿廣告は電話番號簿調製費節約の趣旨に依り之を認むることとし五月十五日より施行す 電話番號簿廣告掲載規程を改正し電
六一九三五	九	九	案の内容を實施することとせり 電話規則中並電話通話規則中改正し電話加入區域並通話區域の公示を官報掲載を廢し局前掲示に改め五月一日より施行す 電話通話取扱規程中式紙類の規格標準を改定し五月二十六日より施行す 第三次擴張計畫を第十次改定(五ヶ年計畫)し第五十九議會の協賛を経て昭和六年より實施す本計畫は第九次改定案と同様にして工事費の單價は物價低落の状況を考慮し前案より約一刻五分減額す 電話番號簿廣告掲載規程を制定し從來禁止せられたる電話番號簿廣告は電話番號簿調製費節約の趣旨に依り之を認むることとし五月十五日より施行す 電話番號簿廣告掲載規程を改正し電

年次	西暦月次	摘要
七	七	話官署の廣告掲載選定自由裁量を認め特に表紙内面の掲載を認め尙裏表紙の廣告料を五割方増額し十月一日より施行す
七	七	電話規則中及特設電話規則中改正し特設電話を普通電話に變更したる爲又は加入區域變更の爲區域外加入となりたるもの、附加使用料の減免期間五ヶ年を無制限に改め十一月十日より施行す
七	七	電話加入希望者十名以内の小部落又は村邑に「リレー、サツテライト」式交換装置を採用し電話交換に加入の途を開く。決定せる局下記の如し 下阿多古局（静岡）深谷局（三重） 上神谷局（大阪）瀬野局（廣島）北有明局（佐賀）榮局（山形）鹿部局
七	七	（渡島）特設電話規則中改正し特設電話を普通電話に變更する場合加入者に對する豫告期日三ヶ月前を十五日前に改め三月三十一日より施行す
七	七	特設電話規則に依る電話は之を電話規則に依る電話に變更又役場専用電話官署に電話規則に依る電話事務を開始することとし十一月一日より施行す
七	七	第三次擴張計畫を第十一次改定（四ヶ年計畫）し第六十二議會（臨時）の協賛を経て昭和七年度より實施す即ち本計畫は公債財源を復活し負擔金を著しく低減し又特設電話制度、町村電話制度を廢止して制度の單一化を圖るにあり

年次	西暦月次	摘要
七	七	昭和七年度以降幸地（八級地）以上に於て開通したる電話は所轄逓信局長に於て已むを得ざるものと認め特に許可する場合の外開通後一年間名義變更及設置場所移轉を禁ずることとし七月二日より施行す
七	七	壬地の交換に屬する電話料金を特定し十月一日より施行す即ち特設電話及役場専用電話は總て十月一日より普通電話に變更せらるゝ結果當然電話規則による料金を課せらるゝこととなり當該加入者の過半数は料金の増加を見農山漁村の疲弊、中小商工業者の困憊の現況に照し又今回の制度變更が増收を目的とせざるとに依り可及的特設電話時代の料金相當額に特定することとし
七	七	電話規則中改正し加入區域外電話線路建設の實費負擔制度を廢し定額料
八	八	金制とし又區域外加入の附加使用料を電話使用料相當額に改め十月一日より施行す
八	八	地方廳及公署が其の電話線を引渡したる場合料金の減免及通話の先順位に關する件を廢止す但し該省令に依る通話料半減及先順位接續に關する特典は存續することとし之を通話規則中に規定し十月一日より施行す
八	八	内鮮電話通話規則（四條文）を制定し一月十五日より施行す同日を以て内鮮間通話開始せられたるもの下關、門司、福岡、廣島、神戸、大阪對釜山、馬山、大邱、京城間十六區間とす因に同通話には下關釜山間約二百二十軒既設の海底電信「ケーブル」に特殊の裝置を施し使用のものなるが未だ歐米各國に其の先例を見ず殊に此の裝置は全部我國に於て設計製

年次	西曆月次	摘要
九二九四	三	作せられたるものとす 通信事業特別會計法(十四條文)を 公布し昭和九年度より施行す 大阪神戸間に準即時市外通話接続法 を四月十一日より實施す 電話規則中改正し加入申込者の名義 變更を認め五月十五日より施行す 中野發信東京着信の自働接続市外通 話方式を試験的に六月十六日より實 施す 内鮮電話通話區域を東京、横濱、名 古屋、京都、鹿兒島、熊本、佐世保、 長崎、大分等に擴張し七月十五日よ り實施す 山形縣酒田市と飛鳥間に於て初めて 無線電話に依る公衆通話を十一月二 十一日より開始す
九二九四	四	
九二九四	五	
九二九四	六	
九二九四	七	
九二九四	八	國際電氣通信條約を批准し公布す 第三次擴張計畫を第十二次改定(二 ヶ年計畫)し第六十五議會の協賛を 經て昭和九年度より實施す即ち本計 畫は金輸出再禁止以來景氣稍回復せ るに伴ひ電話の需要熾烈となり又特 別會計設置の趣旨に副はしむる爲十 ヶ年繼續の事業として計畫せるも公 債財源による長期計畫は財政上困難 なりとの理由に依り二ヶ年の暫定計 畫とせしものとす 廣島、福岡兩地に電話度數料金制を 四月一日より實施す 三號桌上電話機は體裁優美且つ堅牢 なるを以て一般に使用方四月一日よ り實施す 通信事業特別會計法は本年度より實
九二九四	九	
九二九四	一〇	
九二九四	一一	
九二九四	一二	

年次	西曆月次	摘要
九二九四	一	
九二九四	二	
九二九四	三	
九二九四	四	
九二九四	五	施せらる 静岡縣増樂局、奈良縣都跡局に我國 最初の小自働交換方式を採用し五月 一日より實施す 外地電話通話規則(八條文)を制定 し外地通話は本則に整理統一するこ ととし従來の内鮮電話通話規則を廢 止し六月二十日より施行す 内地臺灣間無線電話連絡による通話 取扱を北海道を除く内地各主要都市 對臺北、基隆、新竹、臺中、臺南、 嘉義、高雄、花蓮港各地間に六月二 十日より開始す 日滿電話通話規則(七條文)を制定 し八月二日より施行す 本邦内地滿洲間無線電話連絡による 通話取扱を北海道を除く内地各主要 都市對新京、大連、奉天、哈爾濱各地 間に八月二日より開始す
九二九四	六	
九二九四	七	
九二九四	八	京都大阪間及大阪と其の近郊都市、 京都と其の近郊都市間に準即時市外 通話接続法を八月十二日より實施す 私設電信電話無線電信無線電話を軍 事に必要な通信の用に供する件を 制定し九月十日より施行す 國際電話通話規則(二十九條文)及 國際電話通話取扱規程(四十四條文) を制定し九月二十七日より施行す 東京中央電話局「マニラ」電話局間 の無線電話連絡に依り帝國「フィリ ッピン」間に於ける國際電話通話の 取扱を九月二十七日より開始す我國 に於ける最初の國際通話なり 蘭領印度との國際電話通話を十月二 十六日より開始す 軍用電氣通信法を十一月一日より施 行す 軍用電氣通信を公衆通信の用に供す
九二九四	九	
九二九四	一〇	
九二九四	一一	
九二九四	一二	

年次	西曆月次	摘要
同	同	るの件を制定し固定軍用電信を公衆通信の用に供する件を廢止し十一月一日より施行す 軍用電氣公衆通信取扱規則(四條文)を制定し固定軍用電信公衆通信取扱規則を廢止し十一月一日より施行す 公衆電話料金取集規程中改正し六大中央電話局所屬公衆電話所の料金は當該中央電話局に於て取集むることに改正し十月十六日より施行す 外地電話通話規則中改正し内地樺太間の通話料等を規定し十二月十二日より施行す 内地樺太間有線電話連絡による通話取扱を十二月十二日より開始す 「アメリカ」合衆國、「カナダ」、「メキシコ」、「キューバ」國との國際電話通話
同	同	の取扱を十二月九日より開始す 電話規則中改正し壬地(改正九級地以下)の電話加入者の特定料金を整理低減し均一料金を課することとし在來の土地種別の稱呼十千を廢し級地に改め更に二段階を追加し一級地より十一級地迄とし、共同線加入又は連接加入に對しても電話線接続料を徵收すること等を定め翌年一月一日より施行す 第三次擴張計畫を第十三次改定(五ヶ年計畫)し第六十七議會の協賛を経て昭和十年度より實施す即ち本計畫は第十二次改定計畫の暫定計畫を以てしては社會の需要に應ずること能はざるを以て電話擴張工程を更に擴大計畫せしものとす

年次	西曆月次	摘要
同	同	東京と其の近郊都市間に準即時市外通話接続を一月十六日より實施す 英國及獨逸との國際電話通話の取扱を三月十三日より開始す 歐羅巴各國、「カナリ」群島及西班牙領「モロッコ」内「スター」との國際電話通話の取扱を七月一日より開始す 電話通話規則中改正し自働接続市外通話方式に依る通話は四通話時迄繼續し得ることとし該市外通話を爲したる自働式局所屬の共同線加入者の料金納付方法を定め九月一日より施行す 在原發信東京著信の自働接続市外通話方式を九月一日より實施す 電話所に電信事務をも取扱はしむることとし其の名稱を電信電話取扱所と改正し十二月一日より施行す
同	同	市内専用電話規則中改正し同一人の專用に供するものゝみならず官公署其他公益に關する業務を執行する者相互間に於て専ら特定事項通報の用に供するもの又は二人以上の相手方に對し専ら特定事項同時通報の用に供するものゝ市内専用電話の施設をも認め翌年一月一日より施行す 電話通話規則中改正並火災報知電話の件を廢止し火災報知又は應急救護電話に關する件を定め應急救護通報の制を設け定時通話の受付期限午後六時以後を午後四時以後に改め翌年一月一日より施行す 電話通話取扱規程中改正し發著信交換證等の附録式紙を改め翌年一月一日より施行す 中華民國との國際電話通話の取扱を二月十五日より開始す

年次	西曆	月次	摘要
同	四	同	電信電話事務報告規程中電話關係事項の一部を改正す 南「アフリカ」聯邦との國際通話を倫敦中繼により開始す 「ブラジル」國との間に伯林中繼にて國際通話を開始す 東京西貢間直通無線電話連絡により佛領印度支那との國際通話を開始す 北海道（札幌）を内臺、日滿及國際電話通話區域中に編入す 臨時加入電話規則制定實施す 電話加入區域外加入の許可を逓信局長委任事項とす 本邦英國間國際無線電話を毎土曜日に限り低額料金を以て取扱ふこととす 太平洋航路秩父丸の無線電話設備完了
同	八	同	
同	七	同	
同	六	同	
同	五	同	
同	九	同	成本邦最初の遠洋航路の無線電話なり 公衆電話の通話區域を擴張す 横濱中央電話局神奈川分局開設 一等郵便局、電信局及電話分課規程中改正 大森郵便局電話交換方式を自動交換に變更す 本邦獨逸間國際無線電話通話を毎土曜日に限り低額の料金を以て取扱ふこととす 下關及北九州五市相互間に準即時通話法を實施す 國際電話通話規則中改正 日米間國際無線電話通話を平日は二割、日曜は四割方低減す 名古屋一宮間に準即時市外通話法を
同	十	同	
同	十一	同	

年次	西曆	月次	摘要
同	十二	同	實施す 市外専用電話途中引込に對する専用料を定む 「クリスマス」及新年祝賀國際電話通話規則中改正 電話通話規則及同取扱規程中改正 本邦最初の鐵道事業用電話を利用したる公衆電話取扱所を開設す（上越線水上驛と上ノ原山の家間） 日本郵船會社秩父丸對布哇船船國際通話の取扱を開始す 逓信官吏練習所規則中改正、第二部行政科より電話事業に關する學術を除き、新に第三部行政科を設けて電話事業に必要な基礎學を專修せしむ 佐世保局の交換方式を自動式に變更す 公衆電話通話料金還付方改正す
同	同	同	
同	同	同	
同	同	同	
同	同	同	
同	同	同	國際電話通話區域に「スマトラ」島南部地方を加ふ 東京大連間直通無線電話連絡を開始す 日英間及日獨間に行ひつつある土曜日低料國際通話の制度を歐州各國との間にも擴張實施す 日滿通信協定による京城奉天一番及同二番電話線増設協定成立す 本邦暹羅國間に國際電話通話開始す 本邦比律賓間國際通話料金を一割二分方低減す 大分府間に準即時市外通話法施行す 兵庫縣灘、沼島、兩國間に無線電話に依る通話事務を開始す 天下茶屋及住吉兩局加入者より對大阪發信市外通話を自動接續即時通話法に變更す
同	同	同	
同	同	同	

年次	西暦月次	摘	要
同		紐育「アメリカ」電信電話會社及「ホノルル」相互電話會社との間に夫々	要
		船舶國際通話に關する約定を締結す	要

ハ、無線電信無線電話事業年表

年次	西暦月次	摘	要
元治元	八六四	英國の物理學者「マツクスウェル」電波の存在を數理上より豫言す	
明治三	二八八	獨國物理學者「ヘルツ」實驗により初めて電波を發生す	三〇 八七
二五	一八九三	「ブランリー、コヒーラー」檢波器を發明す	十二
二八	一八九五	「マルコニー」(伊太利人)無線電信を發明す	
二九	一八九六	「マルコニー」は英國に於て一哩四分の三の距離に於て無線電信通信實驗に成功す	三一 八九六
		選信省内に無線電信研究部を設け研究に着手す	
		「マルコニー」は裝置改良をなし三十四哩の距離に於て無線電信通信實驗を行ふ	
		選信省に於て京橋月島海岸と金杉沖船舶間、海上一哩を距て無線電信實驗を行ひ成功す(本邦に於ける最初の實驗とす)	
		英國「ニードルス」局より初めて無線電報發信さる	

年次	西暦月次	摘	要
三二	一八九九	愛蘭「ダブリン」の一新聞社が二十哩沖に決勝線のある「ヨット」の大競漕の勝敗を無線電信に依り報知し時人を驚嘆せしむ	三八 九五五
		佛國に於て初めて軍艦に無線電信機を裝置す	三九 九六一
		選信省に於て下總田沼、上總八幡間海上十哩、上總八幡、相模大津間海上二十九哩及下總船橋、相模大津間海上三十四哩の無線電信試驗に成功す	
		軍艦に無線電信機を裝置し移動通信試驗を行ふ	四〇 九七二
		電信法中私設に關する規定を除き之を無線電信に準用する旨の省令を發布し無線電信の政府專掌を明かにす	四一 九八八
		長崎基隆間六百三十哩の長距離無線電信通信に成功す	
		「ハウルゼン」、電弧發信機を發明す	
		英國の大學教授「フレミング」は二極	
		真空管を發明す	
		淺野應輔、水銀檢波器を發明す	
		日本海の海戦に先ち哨艦信濃丸は無線電信に依り「敵艦見ゆ」の信號を發す	
		伯林に於て第一回國際無線電信會議を開催、本邦よりも委員を派遣し之に参加す	
		「ド、ブオーレー」、三極真空管を發明す	
		東京帝國大學教授鯨井博士鑽石の有する檢波作用を發見す	
		「フェッセンデン」、高周波發電機を發明す	
		海上航行中の船舶との間に無線電信に依る公衆通信の取扱を爲すため無線電報規則制定公布無線電報取扱規程を制定す	
		銚子無線電信局及天洋丸無線電信局	

年次	西曆	月次	摘 要	年次	西曆	月次	摘 要
四三一九〇五	八		陸上無線電信の媒介に依る公衆電報取扱開始(本邦に於ける陸地間無線電信連絡の嚆矢とす)	同	六		無線電信、無線電話の私設を認め之に伴ふ取締等を規定したる無線電信法を制定公布し十一月一日より施行
四二一九〇一	十二		國際無線電信條約並同條約附屬規則改正實施に伴ひ外國無線電報規則及外國無線電報取扱規程を改正公布す	同	四		船橋布哇「カフク」間の日米無線通信試験に成功す
	七		長崎縣大瀬崎、和歌山縣潮岬及山口縣角島無線電信局設置	四四一九二二	十一		私設無線電信規則制定公布す
	十		臺灣富貴角に無線電信局設置	四四一九二二	十一		私設無線電信通信従事者資格檢定規則制定公布す
	十二		北海遼落石無線電信局設置	四五一九三二	十一		私設無線電信公衆通信取扱規則制定公布す
	七		汽船 Republic of Florida 汽船と米國沿海に於て衝突し無線電信に依り救助を求め、船客及船員は救助せらる	四五一九三二	十一		船橋布哇「カフク」間無線通信開始に依り日米無線連絡成り 天皇陛下米大統領との間に第一信を御交換遊ばさる
	同		汽船 Republic of Florida 汽船と米國沿海に於て衝突し無線電信に依り救助を求め、船客及船員は救助せらる	四五一九三二	十一		私設電信電話無線電信電話監督事務規程制定す
	六		設置す(本邦に於ける公衆通信に無線電信利用の嚆矢とす)	四五一九三二	十一		帝國占領中の南洋諸島に無線連絡に依り公衆電報の取扱開始す
	六		國際無線電信條約並同條約附屬業務規則公布す				
	同		外國無線電報規則及外國無線電報取扱規程制定公布す				
	同		長崎縣大瀬崎、和歌山縣潮岬及山口縣角島無線電信局設置				
	同		臺灣富貴角に無線電信局設置				
	同		北海遼落石無線電信局設置				
	同		汽船 Republic of Florida 汽船と米國沿海に於て衝突し無線電信に依り救助を求め、船客及船員は救助せらる				
	同		船舶に公示を目的とする無線新聞電報取扱開始す				
	同		無線電信官署設置の船舶及海軍艦船				

年次	西曆	月次	摘 要	年次	西曆	月次	摘 要
大正二二九三七	同		陸上無線電信の媒介に依る公衆電報取扱開始(本邦に於ける陸地間無線電信連絡の嚆矢とす)	同	七		無線電信、無線電話の私設を認め之に伴ふ取締等を規定したる無線電信法を制定公布し十一月一日より施行
三二九四五	同		國際無線電信條約並同條約附屬規則改正實施に伴ひ外國無線電報規則及外國無線電報取扱規程を改正公布す	同	十		船橋布哇「カフク」間の日米無線通信試験に成功す
	同		長崎縣大瀬崎、和歌山縣潮岬及山口縣角島無線電信局設置	同	十		私設無線電信規則制定公布す
	同		臺灣富貴角に無線電信局設置	同	十		私設無線電信通信従事者資格檢定規則制定公布す
	同		北海遼落石無線電信局設置	同	十一		私設無線電信公衆通信取扱規則制定公布す
	十二		汽船 Republic of Florida 汽船と米國沿海に於て衝突し無線電信に依り救助を求め、船客及船員は救助せらる	四五一九三二	十一		船橋布哇「カフク」間無線通信開始に依り日米無線連絡成り 天皇陛下米大統領との間に第一信を御交換遊ばさる
	十二		汽船 Republic of Florida 汽船と米國沿海に於て衝突し無線電信に依り救助を求め、船客及船員は救助せらる	四五一九三二	十一		私設電信電話無線電信電話監督事務規程制定す
	四		設置す(本邦に於ける公衆通信に無線電信利用の嚆矢とす)	四五一九三二	十一		帝國占領中の南洋諸島に無線連絡に依り公衆電報の取扱開始す
	四		國際無線電信條約並同條約附屬業務規則公布す				
	四		外國無線電報規則及外國無線電報取扱規程制定公布す				
	四		長崎縣大瀬崎、和歌山縣潮岬及山口縣角島無線電信局設置				
	四		臺灣富貴角に無線電信局設置				
	四		北海遼落石無線電信局設置				
	四		汽船 Republic of Florida 汽船と米國沿海に於て衝突し無線電信に依り救助を求め、船客及船員は救助せらる				
	四		船舶に公示を目的とする無線新聞電報取扱開始す				
	四		無線電信官署設置の船舶及海軍艦船				

年次	西曆	月次	摘 要
八一九九三	九	十二	電信協會(明治三十五年十二月成立)社団法人となる 電信協會に於て無線電信通信従事者養成開始す 無線式有線電話を東京横濱間、東京大阪間及大阪神戸間に於て試験し成功す 大連間無線電信局設置 「ワシントン」海軍飛行場に於て音楽を放送す(無線電話放送の最初とす) 警城無線電信局富岡受信所完成(船橋無線電信局に於ける對米受信事務を承繼し兩局の裝置に依り二重通信を開始す) 米國「ワシントン」に開催の國際通信豫備會議に委員を派遣す 官廳用無線電信無線電話規則制定公布す
一〇一九三三	同	同	米國「ビッツバーグ」市「ウエスチングハウス」電機會社は其の施設に依るKDKA局より「ラヂオ」の放送を爲す(「ラヂオ」放送の實用は之を以て嚆矢とす) 警城無線電信局原ノ町送信所竣工(船橋無線電信局に於ける對米送信事務を承繼し警城に於て完全なる二重通信を開始す) 無線電信法を航空機に施設する無線電信電話に準用することとせる無線電信法中改正法律公布す 船橋無線電信局に於て船舶宛新聞無線電報及氣象局報の放送開始す 巴里に國際通信會議準備技術委員會開催さる

年次	西曆	月次	摘 要
一一一九三三	同	九	大泊無線電信局設置 「トラツク」、「ラバウル」間無線連絡に依り南洋諸島、濠洲間發著公衆電報取扱開始す 米國及英國の「アマチュア」は英米間の短波長通信に成功す 南洋「パラボ」外六島郵便局に無線電信を設備し、内地間及南洋諸島相互間電報を疏通す 内地滿洲間の通信輻輳を緩和する爲船橋大連間無線連絡に依り一般電報の疎通を開始す 大連間無線電信局設置 那覇無線電信局設置 放送用私設無線電話規則制定公布す 落石無線電信局移轉二重通信開始 「マルコニー」、短波「ビーム」式の効果を豫言す 放送無線電報規則公布す
一四一九五三	同	九	私設無線電信通信従事者資格檢定規則中の漁船級資格を加ふ 電信協會管理無線電信講習所本科卒業者に對し無試験檢定に依り第一級資格附與認定す 大阪無線電信局に於て對歐洲間一方的通信開始す 船舶無線電信施設法制定公布す 電信協會管理無線電信講習所本科卒業生に對し第一級資格を、別科卒業生に對し第二級資格を、夫々無試験檢定に依り附與認定す 鹿兒島無線電信局設置 私設無線電信通信従事者養成補助として電信協會に對し年額一萬圓交付 木浦及濟洲無線電信局設置 無線電報規則全文改正す 無線電報取扱規程全文改正す 日本無線電信株式會社設立す

年次	西曆	月次	摘 要
大正二五 昭和元	一九一四	十一	電信協會管理無線電信講習所別科卒業生に對し無試験詮衡檢定に依り第一級資格附與認定す
		十二	臺灣鷺鑾鼻無線電信局設置
		四	東京、大阪、廣島、金澤、札幌及鹿兒島の各局に國內連絡用短波長無線電信施設す
		五	船舶無線電信施設法實施に伴ひ私設無線電信規則改正十一月一日より施行す
		七	東京無線電信局閉局す (檢見川及船橋送信所岩槻受信所を操縱する中央集中方式に依り對殖民地通信及對内通信を行ふ)
		十一	大正十四年三月公布の船舶無線電信施設法施行す
		同	紐育倫敦間無線電話試験通話を行ふ
		同	無線寫眞傳送に成功す
		同	私設無線電信通信従事者養成補助金を年額金二萬圓に増額す
		四	無線方位測定通信規則制定公布す
		五	釜山無線電信局設置
		同	無線電信法を航空機に施設したる無線電信、無線電話に準用することとせる無線電信法中改正法律實施す
		六	帝國領海内に在る外國軍艦の無線通信取締に關する勅令發布す
		七	磐城無線電信局を廢止し東京無線電信局に於て其の事務を承繼す
		八	京城無線電信局設置
		同	華盛頓に於て第三回國際無線電信會議開催、本邦よりも委員を派遣す
		十	鎮南浦無線電信局設置
		同	名古屋無線電信局設置
		五	

年次	西曆	月次	摘 要
		九	名古屋無線電信局受信事務開始(大阪無線局に於ける對歐受信事務承繼)
		同	電話加入者と船舶間無線電話に依り通信を爲すため無線電話通話規則制定公布す
		十	無線電信裝置を有する臺北電信局設置、中央集中方式に依る對内地無線連絡設備大いに改善さる
		十二	現行國際無線電信條約並同條約附屬一般規則及同條約附屬追加規則公布
		同	國際無線電信條約實施に伴ひ私設無線電信規則、無線電報取扱規程、外國無線電報規則及外國無線電報取扱規程改正公布す
		一	名古屋無線電信局送信設備完成、對歐二重通信開始す
		三	銚子無線電信局移轉二重通信開始す
		四	東京、大阪無線電信局に於て航空無線業務開設す
		同	若狹、函館兩無線電信局閉局
		同	電波統制、通信取締に關する規定を加へたる無線電信法中改正法律公布
		同	倫敦に於て國際海上人命安全條約改訂會議開催、本邦よりも委員を派遣
		五	箱根無線電信局設置
		七	福岡無線電信局設置
		八	清津無線電信局設置
		九	龜山無線電信局設置
		同	和蘭海牙に於て第一回國際無線電氣通信技術諮問委員會開催本邦よりも委員を派遣す
		一	電波統制、通信取締に關する規定を加へたる無線電信法中改正法律實施
		六	並關係省令等改正制定實施す
		九	蔚山無線電信局設置
		同	嚴原、富江兩無線電信局設置
		二	大阪無線對大連無線通信連絡開始す

年次	西曆月次	摘要
七 一九三二	四	無線通信士資格檢定規則制定せられ 因て大正四年省令第四八號私設無線 電信通信従事者資格檢定規則廢止せ らる
七 一九三二	五	東京「マニラ」間無線連絡實施す 大分無線電信局開局、海岸局業務を 取扱ふ
七 一九三二	六	東京無線小山送信所開設 那覇久米島間固定通信開始
七 一九三二	十二	對蘭印「バンドン」間無線連絡開始す 日瑞間無線連絡開始す
七 一九三二	三	臺北「マニラ」間無線連絡開始す 日暹間無線連絡開始す
七 一九三二	七	東京無線富岡分室廢止す 馬德里に萬國電信會議及國際無線電 信會議開催せらる
七 一九三二	九	日暹間無線連絡開始す
七 一九三二	十	無線電信規則制定せられ翌年一月より 實施のこととす
七 一九三二	同	官廳用無線電信無線電話規則、放送 用私設無線電話規則中夫々改正し翌 年一月より實施のこととす
七 一九三二	同	長崎縣五島郡島と福江、奈留島及久 賀島間無線連絡開始す
七 一九三二	六	日華無線連絡東京上海間に開始す 日伊無線連絡開始す
七 一九三二	同	逓信省官制改正せられ電務、工務の 各局に夫々無線課を置く
七 一九三二	十	日墨無線連絡開始す
七 一九三二	十一	日米第二無線連絡開始す
七 一九三二	十二	日蘭間無線連絡開始す
七 一九三二	三	日英、日獨間無線電話に依る連絡開 始す
七 一九三二	同	日伯間無線連絡開始す
七 一九三二	四	東京、大阪、名古屋、鹿兒島、那覇
八 一九三三	十	逓信省電氣試驗所に於ける短波方向 探知機の研究成る
八 一九三三	十二	日亞爾然丁間無線連絡開始す 國際無線電話株式會社創立總會を開 催
八 一九三三	一	日英印及「シリヤ」間無線連絡開始す 東京無線原ノ町送信所休止す
八 一九三三	四	大阪無線對「ハルビン」の連絡開始す 落石無線對色丹郵便局間固定通信開 始
八 一九三三	六	酒田飛鳥間に超短波無線電信連絡開 始す
八 一九三三	十一	外國無線電報規則制定せられ翌年一 月一日より實施のこととす
八 一九三三	十二	無線電報規則中航空機に關する規定 追加
八 一九三三	同	私設無線電信無線電話規則制定翌年

年次	西曆月次	摘要
九 一九三四	同	の五局有無線局合併す 大阪奉天間無線電信連絡開始す
九 一九三四	同	濱松高工高柳教授「テレビジョン」送 像機に成功す
九 一九三四	十	内臺間航空連絡に伴ひ福岡、那覇、 臺北鹿兒島の各無線航空業務を開始 す
九 一九三四	同	航空無線電話通話實驗——東京大阪 間航行中に於て逓信官吏練習所との 通話試驗行はれ成功せり
九 一九三四	同	門司郵便局に無線電信設置せられ海 岸局事務の取扱を開始す
九 一九三四	三	東京「オスロ」間直通無線電信連絡を 開始す
九 一九三四	五	天津及濠洲との間に無線電信連絡を 開始す
九 一九三四	六	東京「モスコ」間に直通無線電信連 絡を開始す
九 一九三四	七	無線通信の混信防遏を圖る爲め私設
九 一九三四	八	
一〇 一九三五	二	
一〇 一九三五	三	
一〇 一九三五	同	
一〇 一九三五	四	

年次	西曆月次	摘 要
一 二 二 九 七 一	同 同 同 九 十 十二	無線電信電話規則、無線方位測定規則、船舶氣象觀測報告規則、無線電報取扱規程其の他無線通信關係告示等の各般に互り改正す 太平洋航路秩父丸の無線電話設備完成、本邦最初の遠洋航路就航船の無線電話にして太平洋上に於けるトツブを切る 船舶無線電話通話規則制度實施せらる 電務局無線課に電波統制部を置く 東京奉天間に無線電信連絡を開始す 十二月二十二日より鹿兒島郵便局那覇郵便局間の無線電話連絡により電話通話の取扱を開始す 社団法人電信協會管理無線電信講習所に選科を新設し第二級無線通信士
一 五 二 九 六 八	二 同 三 同 同 同	の養成を開始せしむ 通信官吏練習所規則中、本科無線通信科を第二部行政科に併合し、第二部行政科に無線電信事業に必要な基礎學を加ふ 大阪中央電信局依佐美(愛知縣)、小野(兵庫縣)の分室を設置す 東京大連間直通無線電話連絡を開始す 従來東京に於て運用せられたる對上海及天津通信を大阪に移轉運用のこ ととす 本邦暹羅國間に國際電話通話を開始す 兵庫縣灘、沼島兩局間に無線電話に依る通話事務を開始す

二、放送事業年表

年次	西曆月次	摘 要
大正三 二 九 四 十 一 一 四 一 九 五 一	一 二 三 四 五 同 六 同 七 同 八	社団法人東京放送局設立す 社団法人名古屋放送局設立す 社団法人大阪放送局設立す 東京放送局試験放送(一キロ)開始す 東京放送局假放送開始す 大阪放送局試験放送(五百ワット)開始す 大阪放送局假放送開始す 名古屋放送局試験放送(一キロ)開始す 東京放送局本放送開始す 名古屋放送局本放送開始す 大阪放送局放送(五百ワット)開始す
一 五 二 九 六 八	八 同 同 五 六 同 同 同	東京、大阪、名古屋放送局解散し社団法人日本放送協會設立さる 放送協會關東、關西、東海支部の三中央放送局放送開始す 社団法人京城放送局設立す 大阪中央放送局一キロ放送開始す 京城放送局本放送(一キロ)開始す 放送用私設無線電話規則中、放送施設工事設計、聽守無線電話受信波長範圍及聽取特許料納付に付改正す 放送協會九州支部新設す 放送協會中國支部新設す 放送協會東北支部新設す 放送協會北海道支部新設す 東京、大阪兩中央放送局十キロ放送

年次	西曆	月次	摘要
四一九九	十	同	開始す
四一九九	十二	同	札幌、熊本、仙臺各放送局放送（各十キロ）開始す
同	同	同	廣島放送局放送（十キロ）開始す
同	同	同	官廳公示事項放送開始す
同	同	同	福岡演奏所開設す
同	同	同	ラヂオ體操放送開始す
同	同	同	臺北放送局試験放送（一キロ）開始す
同	同	同	全國的中繼放送網完成す
同	同	同	京都演奏所開設す
同	同	同	臺北放送局放送（一キロ）開始す
同	同	同	職樂紹介放送開始す
四一九九	十二	同	名古屋中央放送局十キロ放送開始す
五二九〇	三	同	産業ニュース放送を開始す
五二九〇	四	同	金澤放送局放送（三キロ）開始す
五二九〇	六	同	放送協會本部技術研究所設立す
七一九三	一	同	放送局編輯ニュースの放送を開始す
七一九三	十二	同	福岡放送局放送（五百ワット）開始す
七一九三	一	同	東京第二（十キロ）試験放送開始す
七一九三	二	同	東京大阪兩放送局に依り最初の二元放送實施す
七一九三	三	同	岡山放送局放送（五百ワット）開始す
七一九三	四	同	長野放送局放送（五百ワット）開始す
七一九三	五	同	静岡放送局放送（五百ワット）開始す
七一九三	六	同	東京中央放送局第二放送開始す
七一九三	七	同	新潟放送局放送（五百ワット）開始す
七一九三	八	同	小倉放送局放送（一キロ）開始す
七一九三	九	同	日滿交換放送開始す

年次	西曆	月次	摘要
八一九三	一	同	函館放送局放送（五百ワット）開始す
八一九三	二	同	日滿定時連絡放送開始す
八一九三	三	同	聽取者加入數百萬突破す
八一九三	四	同	秋田放送局放送（三百ワット）開始す
八一九三	五	同	松江放送局放送（五百ワット）開始す
八一九三	六	同	高知放送局放送（五百ワット）開始す
八一九三	七	同	放送無線電話聽取規約改正聽取料七五錢に値下す
八一九三	八	同	臺南放送局放送（一キロ）開始す
八一九三	九	同	第一回全國ラヂオ調査を施行す
八一九三	十	同	「コードモ新聞」「英語ニュース」放送開始す
八一九三	十一	同	京都放送局放送（三百ワット）開始す
八一九三	十二	同	自動式報時機の使用を開始（東京）
七一九三	一	同	三品取引所公定の人相相場前後場二節の放送を開始（大阪）す
七一九三	二	同	「幼児の時間」新設す（毎土曜午前十時半より）
七一九三	三	同	ラヂオ體操時刻を二回實施に変更す
七一九三	四	同	新京放送局放送（一キロ）開始す
七一九三	五	同	京城中央放送局十キロ二重放送を開始す
七一九三	六	同	「告知事項」を「局報」に変更す
七一九三	七	同	前橋放送局放送（五百ワット）開始す
七一九三	八	同	大阪中央放送局第二放送（十キロ）開始す
七一九三	九	同	名古屋中央放送局第二放送（十キロ）開始す
七一九三	十	同	全國聽取加入數百五十萬突破す
七一九三	十一	同	三元放送に成功す（東京、大阪、名古屋各放送局）

年次	西曆	月次	摘要
同	同	同	福井放送局放送(三百ワット)開始
同	同	同	濱松放送局放送(五百ワット)開始
同	同	同	徳島放送局放送(五百ワット)開始
八	同	同	盲人の受信技術講習會(大阪)開始
九	同	同	旭川放送局放送(三百ワット)開始
同	同	同	家庭メモ放送を開始す(毎週水金午前十時三十分より五分間)
九	同	同	長崎放送局放送(五百ワット)開始
十	同	同	中央及支部放送審議會設立す(本部、關東關西東海三支部)
同	同	同	全國リレー放送(東京外六局聯合)
九	九	九	九二九四一
同	同	同	實施す
同	同	同	「時事解説」の放送開始す(東京)(毎土曜日午後七時三十分より)
同	同	同	放送聴取障害防止委員會設立す
同	同	同	「ラヂオを受刑者の教化用に」司法省令第三十五號「行刑累進處遇令」改正す
同	同	同	日本放送協會發刊
同	同	同	放送用語並發音改善事務規程施行す
同	同	同	ラヂオ機器認定規程改正實施す
同	同	同	學校向ラヂオ體操開始す
同	同	同	日本放送協會改組(日本放送協會定款、同附屬細則改正、放送無線電話聴取規約改正、日本放送協會理事二五名、監事五名、評議員六八名を選信大臣指名す)
同	同	同	放送無線電話施設許可期限十年間伸

年次	西曆	月次	摘要
一〇	一〇	一〇	長許可せらる
同	同	同	「衛生メモ」放送開始す
十一	同	同	新東京放送局百キロ放送開始す
同	同	同	「明日の歴史」放送開始す
四	同	同	放送無線電話聴取規約改正聴取料金五拾錢に値下す
同	同	同	聴取者加入數二百萬突破す
五	同	同	臺中放送局(一キロ)開始す
六	同	同	海外放送開始す
九	同	同	釜山放送(百五十ワット)開始す
十	同	同	鹿兒島放送局放送(五百ワット)開始す
十二	同	同	富山放送局放送(五百ワット)開始す
一一	一一	一一	東京に百五十キロ大電力放送開始に伴ひ全國に亘り放送局電波の周波數を變更す
同	同	同	大阪中央放送局局舎落成式を舉行す
同	同	同	帯廣放送局放送五百ワット開始す
同	同	同	山形放送局放送(五百ワット)開始す
同	同	同	鳥取放送局放送(五百ワット)開始す
同	同	同	放送協會に於て第六回放送審議會を開催す

二、電氣通信事業官制

イ、内地

各省官制通則 (明治二十六年十月三十一日勅令 第百二十二號)

- 第一條 本則ハ外務、内務、大藏、陸軍、海軍、司法、文部、農林、商工、郵便、鐵道、拓務及厚生ノ各省ニ適用ス
- 第二條 各省大臣ハ主任ノ事務ニ付其ノ責ニ任ス主任ノ明瞭ナラサル事務ニシテ兩省以上ニ關涉スルモノアルトキハ閣議ニ提出シテ其ノ主任ヲ定ム
- 第三條 各省大臣ハ主任ノ事務ニ付法律勅令ノ制定、廢止及改正ヲ要スルコトアルトキハ案ヲ具ヘ閣議ニ提出スヘシ
- 第四條 各省大臣ハ主任ノ事務ニ付其ノ職權若クハ特別ノ委任ニ依リ省令ヲ發スルコトヲ得
- 第五條 各省大臣ハ主任ノ事務ニ付警視總監、北海道廳長官、府縣知事ニ指令又ハ訓令ヲ下スコトヲ得
- 第六條 各省大臣ハ主任ノ事務ニ付警視總監、北海道廳長官、府縣知事ヲ監督ス若シ警視總監、北海道廳長官、府縣知事ノ命令又ハ處分ノ成規ニ違ヒ公益ヲ害シ又ハ權限ヲ犯スモノアリト認ムルトキハ其ノ命令又ハ處分ヲ停止シ又ハ取消スコトヲ得
- 第七條 各省大臣ハ所部ノ官吏ヲ統督シ奏任官ノ進退ハ内閣總理大臣ヲ經テ之ヲ上奏シ判任官以下ハ之ヲ專行ス地方官應奏任官ノ進退ハ内閣總理大臣ヲ經テ内務大臣之ヲ上奏ス
- 第八條 各省大臣ハ内閣總理大臣ヲ經テ所部ノ官吏ノ彼位敘勳ヲ上奏ス地方官應官吏ノ彼位敘勳ハ前條第二項ノ例ニ依ル

第九條 削 除

各省ニ大臣官房ヲ置ク

大臣官房ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、機密ニ屬スル事項
- 二、官吏ノ進退身分ニ關スル事項
- 三、大臣ノ官印及省印ノ管守ニ關スル事項
- 四、公文書類及成案文書ノ接受發送ニ關スル事項
- 五、統計報告ノ調製ニ關スル事項
- 六、公文書類ノ編纂保存ニ關スル事項
- 七、本省所管ノ經費及諸收入ノ豫算決算並會計ニ關スル事項
- 八、會計ノ監査ニ關スル事項
- 九、本省所管ノ官有財産及物品ニ關スル事項
- 十、其ノ他各省官制ニ依リ特ニ大臣官房ノ所掌ニ屬セシムル事項

第十條 削 除

各省ノ便宜ニ從ヒ大臣官房ノ事務ハ各局ニ於テ又ハ特ニ局ヲ設ケテ之ヲ處理セシムルコトヲ得

第十一條 削 除

各省中省務ヲ分掌スル爲局ヲ置ク其ノ分掌事務ハ各省官制ニ於テ之ヲ定ム

第十二條

大臣官房及各局ノ分課ハ各省大臣ノ定ムル所ニ依ル陸軍省、海軍省中ノ分課ハ各其省官制ニ於テ之ヲ定ム

第十三條

各省ニ左ノ職員ヲ置ク

政務次官

次 官
參 與 官
局 長
秘 書 官
書 記 官
屬

第十四條ノ二 各省政務次官ハ一人勅任トス

第十四條ノ三 政務次官ハ大臣ヲ佐ケ政務ニ參畫シ帝國議會トノ交渉事項ヲ掌理ス

第十五條 各省次官ハ一人勅任トス

第十六條 次官ハ大臣ヲ佐ケ省務ヲ整理シ各局部ノ事務ヲ監督ス

第十七條 各省參與官ハ一人勅任トス大臣ノ命ヲ承ケ帝國議會トノ交渉事項其ノ他ノ政務ニ參與ス

第十八條 各局局长ハ一人勅任トス大臣ノ命ヲ承ケ其ノ主務ヲ掌理シ及局中各課ノ事務ヲ指揮監督ス

第十九條 削 除

第二十條 削 除

第二十一條 秘書官ハ奏任トス大臣ノ命ヲ承ケ機密事務ヲ掌リ又ハ臨時命ヲ承ケ各局課ノ事務ヲ助ク

第二十二條 書記官ハ奏任トス大臣ノ命ヲ承ケ大臣官房ノ事務ヲ掌リ又ハ各局ノ事務ヲ助ク

第二十三條 各省專任秘書官ハ一人トス

第二十四條 大臣官房及局中各課ニ課長一人ヲ置キ高等官ヲ以テ之ニ充ツ課長ハ命ヲ上官ニ承ケ課務ヲ掌理ス

陸軍省、海軍省中ノ課長ハ各其ノ省官制ノ定ムル所ニ依ル

第二十五條 屬ハ判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第二十六條 削 除

第二十七條 本則ニ掲ケルモノノ外各省特別ノ職員ヲ置クコトヲ要スルモノハ各省官制ニ於テ之ヲ定ム

書記官、屬及前項ノ規定ニ依ル職員ノ定員ハ各省官制ノ定ムル所ニ依ル

第二十八條 本令ハ明治二十六年十一月十日ヨリ施行ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正三年勅令第二百七號附則但書ヲ削ル

遞信省官制 (明治三十一年十月二十二日) (抜萃)
勅令第二百九十五號

第一條 遞信大臣ハ郵便、小包郵便、電信、電話及航路標識ヲ管理シ發電水力ニ關スル事務ヲ掌リ電氣、造船、水

運ニ關スル事業及航路、船舶、海員ヲ監督ス

遞信大臣ハ遞信局及郵便局ニ於テ掌ル簡易生命保險及郵便年金ニ關スル事務ヲ管理ス

遞信大臣ハ日本無線電信株式會社ニ關スル事項ヲ管理ス

第一條ノ二 大臣官房ニ於テハ通則ニ定ムルモノノ外遞信博物館ニ關スル事務ヲ掌ル

第二條 遞信省專任書記官ハ二十人ヲ以テ定員トス

第三條 遞信省ニ左ノ局ヲ置ク

郵務局

電務局

管理局

工務局

電氣局

管船局

經理局

第四條ノ二 電務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 電信ニ關スル事項

二 電話ニ關スル事項

三 日本無線電信株式會社ニ關スル事項

第四條ノ四 工務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 電信ノ建設及保存ノ工事ニ關スル事項

二 電話ノ建設及保存ノ工事ニ關スル事項

第七條 遞信省ニ遞信省事務官專任四十九人ヲ置ク

遞信省事務官ハ奏任トス上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ分掌ス

前二項ノ職員ノ外航空局ノ事務ニ従事セシムル爲遞信大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於

テ遞信省事務官ヲ命スルコトヲ得

第八條 遞信省ニ專任技師七十八人ヲ置ク但シ内四人ヲ勅任ト爲スコトヲ得

第九條 遞信省屬ハ專任五百三十五人ヲ以テ定員トス

第九條ノ二 遞信省ニ電信官補專任六人ヲ置ク

第十條 遞信省ニ專任技手百八十五人ヲ置ク

第十條ノ二 遞信大臣ハ必要ト認ムル地ニ電信電話建設事務所ヲ設ケ電信及電話ノ建設ニ關スル事務ヲ分掌セシムルコトヲ得

電信電話建設事務所長ハ遞信技師ヲ以テ之ニ充ツ

遞信省分課規程 (大正十三年十一月二十五日) (遞信省公達第九百七十二號) (抜萃)

第十三條 電務局ニ左ノ五課ヲ置ク

業務課

調査課

規畫課

無線課

外信課

第十四條 電務局業務課ハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 電信及電話事業ニ屬スル業務ノ規定ニ關スル事項

二 電信及電話事業ノ監督ニ關スル事項

三 内國電報原書ノ調査ニ關スル事項

四 官應用及私設ノ電信並電話ノ監督ニ關スル事項

五 電信及電話ニ關スル公益法人ノ監督ニ關スル事項

六 本局主管ニ屬スル豫算ノ經理ニ關スル事項

七 本局主管ニ屬スル給與ニ關スル事項

八 本局職員ノ共濟ニ關スル事項

九 局中他課ニ屬セサル事項

第十四條ノ二 電務局調査課ハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 電信、電話、無線電信及無線電話事業ノ調査ニ關スル事項

二 本局主管ニ屬スル統計ニ關スル事項

第十五條 電務局規畫課ハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 電信、電話、無線電信、無線電話事業取扱局所ノ開廢ニ關スル事項

二 電信、電話、無線電信、無線電話事業ニ屬スル通信官署ノ職員ノ定員、定率並服務ニ關スル事項

三 電信、電話、無線電信、無線電話事業ニ關スル渡切(一、二等局及特定三等局ノ分ヲ除ク)及受負經費ニ關スル事項

四 電信及電話回線ノ開廢ニ關スル事項

第十五條ノ二 電務局無線課ハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 無線電信及無線電話事業ニ屬スル業務ノ規定ニ關スル事項

二 無線電信及無線電話事業ノ監督ニ關スル事項

三 官應用及私設ノ無線電信並無線電話ノ監督ニ關スル事項

四 社團法人日本放送協會其ノ他無線電信及無線電話ニ關スル公益法人ノ監督ニ關スル事項

- 五 電波統制ニ關スル事項
 - 六 放送無線電話ノ監督ニ關スル事項
- 第十五條ノ三 電務局外信課ハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 外國電信、外國電話、外國無線電信及外國無線電話事業ニ屬スル條約並業務ノ規定ニ關スル事項
 - 二 外國電信、外國電話、外國無線電信及外國無線電話事業ノ監督ニ關スル事項
 - 三 專ラ外國電信、外國電話、外國無線電信及外國無線電話事業ノ取扱ヲ爲ス局所ノ開廢ニ關スル事項
 - 四 在外電信局ニ關スル事項
 - 五 外國電報及外國電話ノ料金並外國電報ノ原書ニ關スル事項
 - 六 私設無線電信及無線電話ノ國際關係ノ監督ニ關スル事項
 - 七 日本無線電信株式會社及國際電話株式會社ノ監督ニ關スル事項
- 第十五條ノ十一 工務局ニ左ノ九課ヲ置ク

- 庶務課
- 線路課
- 機械課
- 無線課
- 調査課
- 試験課
- 日滿電話建設課
- 市内建設課

市外建設課

第十五條ノ十二 工務局庶務課ハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 電信、電話、無線電信及無線電話ノ工事ニ從事スル通信工員並技工備人ノ定員、定率及服務ニ關スル事項
- 二 普通三等局ニ於ケル通信工員及技工備人駐在雜費ノ支給ニ關スル事項
- 三 本局主管ニ屬スル豫算ノ經理ニ關スル事項
- 四 本局主管ニ屬スル給與ニ關スル事項
- 五 本局主管ニ屬スル統計ニ關スル事項
- 六 本局職員ノ共濟ニ關スル事項
- 七 局中他課ニ屬セザル事項

第十五條ノ十三 工務局線路課ハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 電信及電話線路(電話加入者宅内裝置ヲ含ム)ノ建設並保存工事ノ設計(設計ノ内容タル用品ノ査定ヲ含ム)ニ關スル事項
- 二 海底線ノ建設及保存工事ノ設計(設計ノ内容タル用品ノ査定ヲ含ム)並施行ニ關スル事項
- 三 水底線ノ鍍裝作業ニ關スル事項

第十五條ノ十四 工務局機械課ハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 電信及電話機械並附屬品(電話加入者宅内裝置ヲ除ク)ノ裝置及保存工事ノ設計(設計ノ内容タル用品ノ査定ヲ含ム)ニ關スル事項

第十五條ノ十五 工務局無線課ハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 無線電信、無線電話及搬送式電信電話ノ建設兼保存工事ノ設計設計ノ内容タル用品ノ査定ヲ含ム及施行ニ關スル事項

第十五條ノ十六 工務局調査課ハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 電信、電話、無線電信及無線電話ノ技術ノ調査及統括ニ關スル事項
- 二 電信、電話、無線電信及無線電話設備ノ技術的調査及設計ニ關スル事項
- 三 電信、電話、無線電信、無線電話工用品ノ調査及仕様ニ關スル事項
- 四 電信、電話、無線電信及無線電話ニ關スル發明ノ特許出願等ニ關スル事項

第十五條ノ十七 工務局試驗課ハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 長距離及國際回線ノ試驗統括ニ關スル事項
- 二 長距離及國際回線ノ障礙ニ關スル事項
- 三 電信、電話、無線電信及無線電話ノ試驗ニ關スル事項
- 四 内地、滿洲國間ヲ連絡スル有線電氣通信施設(内地ヲ除ク)ノ保存工事ニ關スル事項

第十五條ノ十八 工務局日滿電話建設課ハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 日滿連絡電信及電話建設工事ノ設計(設計ノ内容タル用品ノ査定ヲ含ム)ニ關スル事項
- 二 日滿連絡電信及電話建設工事ノ施行ニ關スル事項

第十五條ノ十九 工務局市内建設課ハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 市内電話ノ建設請負工事ノ設計(設計ノ内容タル用品ノ査定ヲ含ム)ニ關スル事項

二 市内電話ノ建設請負工事ノ検査ニ關スル事項

第十五條ノ二十 工務局市外建設課ハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 電信、市外電話、無線電信及無線電話ノ建設請負工事ノ設計(設計ノ内容タル用品ノ査定ヲ含ム)ニ關スル事項
- 二 電信及電話中繼設備並搬送式電信及電話ノ裝置請負工事ノ設計(設計ノ内容タル用品ノ査定ヲ含ム)ニ關スル事項

- 三 電信、市外電話、無線電信及無線電話ノ建設請負工事ノ検査ニ關スル事項
- 四 電信及電話中繼設備並搬送式電信及電話ノ裝置請負工事ノ検査ニ關スル事項

口、外 地

朝鮮

朝鮮總督府遞信官署官制(明治四十五年三月二十八日) (抜萃)

勅令第三十號

第一條 朝鮮總督府遞信官署ハ朝鮮總督ノ管理ニ屬シ郵便、郵便爲替、郵便貯金、朝鮮簡易生命保險、電信、電話航路標識、海員ノ養成、發電水力及航空ニ關スル事務並航路、船舶、海員、電氣事業及瓦斯事業ノ監督ニ關スル事務ヲ掌ル

(第二項略)

第二條 遞信官署ハ遞信局、貯金管理所、郵便局、電信局、電話局、郵便所及飛行場トス

第三條 遞信局ハ郵便、郵便爲替、郵便貯金、朝鮮簡易生命保險、電信、電話、航路標識、海員ノ養成、發電水力

- 二、港灣ノ設備及其ノ利用ニ關スル事項
 - 三、道路橋梁ニ關スル事項
 - 四、郵便、郵便爲替、郵便貯金、電信、電話、航路標識、航空及電氣計器ノ檢定ニ關スル事項
 - 五、私設鐵道軌道、其ノ他ノ陸運、航路、船舶、海員及電氣事業ノ監督ニ關スル事項
- 臺灣總督府交通局ニ左ノ職員ヲ置ク

總長	專任	一人	勅任
理事	專任	一人	勅任又ハ奏任
參事	專任	八人	奏任
副參事	專任	十三人	奏任
航空官	專任	一人	奏任
技師	專任	十八人	奏任 (内一人ヲ勅任ト爲スコトヲ得)
書記	專任	五百四十人	判任
技手	專任	二百十五人	判任
交通主事	專任	二百二十八人	判任
燈臺看守	專任	三十五人	判任
三等郵便局長			判任

- 第三條 總長ハ臺灣總督ノ指揮監督ヲ承ケ局務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ監督ス
- 第四條 總長ハ奏任官ノ功過ハ之ヲ臺灣總督ニ具狀シ判任官以下ノ進退ハ之ヲ行フ
- 第五條 理事ハ上司ノ命ヲ承ケ局務ヲ掌ル
- 第六條 技師ハ上司ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル
- 第七條 書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ事務ヲ助ク
- 第八條 技手ハ上司ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス
- 第九條 交通主事ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務及技術ニ從事ス
- 第十條 三等郵便局長ハ三等郵便局ノ長ト爲リ上司ノ命ヲ承ケ局務ヲ掌ル
- 第十一條 臺灣總督府交通局ニ郵便局、電信、電話局、飛行場及燈臺ヲ置ク
- 第十二條 郵便局ヲ分チテ一等、二等及三等トス
- 第十三條 郵便局、電信局、電話局、飛行場、燈臺、出張所及工場ノ名稱及位置ハ臺灣總督之ヲ定ム

- 第一條 關東遞信官署官制 (大正九年十月二十五日) (拔萃)
- 第二條 關東遞信官署ハ滿洲國ニ割特命全權大使ノ管理ニ屬シ左ノ事務ヲ掌ル
- 第三條 一 郵便、郵便爲替及郵便貯金ニ關スル事項
- 第四條 二 航空ニ關スル事項
- 第五條 三 電信及電話ノ監督ニ關スル事項
- 第六條 四 電氣事業及瓦斯事業ノ監督ニ關スル事項

五 滿洲電信電話株式會社ノ現業タル業務ノ監督ニ關スル事項
 第二條 關東遞信官署ハ遞信局、貯金管理所、郵便局、郵便所、航空無線通信局及飛行場トス
 第三條 遞信局ハ左ノ事務ヲ掌ル

一 郵便、郵便爲替及郵便貯金ノ管理ニ關スル事項

二 航空ニ關スル事項

三 電信及電話ノ監督ニ關スル事項

四 電氣事業及瓦斯事業ノ監督ニ關スル事項

五 滿洲電信電話株式會社ノ現業タル業務ノ監督ニ關スル事項

第四條 郵便局及郵便所ハ郵便、郵便爲替及郵便貯金ノ現業事務ヲ、航空無線通信局ハ航空ニ關スル無線通信ノ事務ヲ、飛行場ハ航空機ノ發着ニ關スル事務ヲ掌ル

第五條 大使ハ郵便局ヲ指定シ區域ヲ定メテ遞信局ノ事務ノ一部ヲ分掌セシムルコトヲ得

第六條 貯金管理所、郵便局、郵便所、航空無線通信局及飛行場ノ名稱及位置ハ大使之ヲ定ム

第七條 大使ハ必要ナル地ニ郵便、郵便爲替又ハ郵便貯金ノ取扱所ヲ設クルコトヲ得

第八條 遞信官署ニ左ノ職員ヲ置ク

遞信局長	奏任
遞信事務官	專任 一人
遞信副事務官	專任 四人
航空官	專任 一人
遞信技師	專任 一人

遞信書記	專任 二百三十五人	判任
遞信技手		
遞信書記補		
郵便所長		判任

第九條 遞信局長ハ大使ノ命ヲ承ケ局務ヲ掌理ス

第十四條 貯金管理所長、郵便局長及航空無線通信局長ハ遞信副事務官又ハ遞信書記ヲ以テ之ニ充ツ

律 太

樺太廳官制 (大正七年六月六日) (拔萃)
 (勅令第百九十八號)

第三條 長官ハ拓務大臣ノ指揮監督ヲ承ケ法律命令ヲ執行シ部内ノ行政事務ヲ管理ス但シ郵便電信及電話ニ關スル事務ニ付テハ遞信大臣、貨幣銀行及關稅ニ關スル事務ニ付テハ大藏大臣、度量衡及計量ニ關スル事務ニ付テハ商工大臣ノ監督ヲ承ク

第十一條 樺太廳ニ長官官房及左ノ四部ヲ置ク

- 內務部
- 殖産部
- 交通部
- 警察部

長官官房及各部ノ事務分掌ハ長官之ヲ定ム

樺太廳事務分掌規程 (拔萃)

第四條 內務部ニ左ノ六課一所ヲ置ク

遞信 課(以下略)

第八條 遞信課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、通信事業ノ規畫監督ニ關スル事項
- 二、通信事業ノ會計ニ關スル事項
- 三、通信事業用品ノ配給ニ關スル事項
- 四、電信電話ノ建設及保守ニ關スル事項
- 五、電信電話ノ技術ニ關スル事項
- 六、電報調査ニ關スル事項(以下略)

樺太廳部內臨時職員設置制 (大正九年五月十三日 勅令第三百三十三號)

第一條 (省略)

第二條 (省略)

第三條 電信電話改良ニ關スル事務ニ從事セシムル爲樺太廳通信官署ニ左ノ職員ヲ增置ス

- 通信 技師 專任 一人
- 通信 書記 專任 一人
- 通信 技手 專任 三人
- 通信書記補 專任 一人

樺太廳通信官署官制 (昭和十二年八月七日 勅令第三百九十三號) (拔萃)

第一條 樺太廳通信官署ハ樺太廳長官ノ管理ニ屬シ郵便、郵便爲替、郵便貯金、電信及電話ノ現業事務ヲ掌ル

第二條 通信官署ハ郵便局及電信局トス

第三條 郵便局ハ郵便、郵便爲替、郵便貯金及電話ノ現業事務ヲ、電信局ハ電信ノ現業事務ヲ掌ル

第四條 郵便局ハ電信ノ現業事務ヲ兼掌スルコトヲ得

樺太廳長官ハ郵便局ヲ指定シ區域ヲ定メテ郵便、郵便爲替、郵便貯金、電信及電話ノ管理事務ノ二部ヲ分掌セシムルコトヲ得

第五條 郵便局及電信局ノ名稱、位置及事務取扱ノ範圍ハ樺太廳長官之ヲ定ム

第六條 樺太廳長官ハ必要ナル地ニ郵便、電信又ハ電話ノ取扱所ヲ設クルコトヲ得

第七條 通信官署ニ左ノ職員ヲ置ク

- 通信事務官 專任 一人 奏任
- 通信書記 專任 三十三人 判任
- 通信技手 專任 二人 判任
- 通信書記補 專任 六十四人 判任
- 特定郵便局長 判任

第十二條

郵便局長及電信局長ハ通信事務官又ハ通信書記ヲ以テ之ニ充ツ但シ樺太廳長官ノ特ニ指定スル郵便局ノ局長ハ特定郵便局長ヲ以テ之ニ充ツ

郵便局長及電信局長ハ樺太廳長官ノ指揮監督ヲ受ケ局務ヲ掌理ス

南洋

南洋廳官制 (大正十一年三月三十一日 勅令第三百七十七號) (拔萃)

附 錄

第三條 (前略) 郵便及電信ニ關スル事務ニ付テハ遞信大臣(中略)ノ監督ヲ承ク

南洋廳事務分掌規程

第九條 拓殖部ニ左ノ五課ヲ置ク

農 林 課

商 工 課

水 産 課

交 通 課

遞 信 課

第十三條ノ二 遞信課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、二、(略)

三、電信、電話ニ關スル事項

南洋廳郵便局官制

(大正十一年三月三十一日 勅令 第四百十二號)

第一條 南洋廳郵便局ハ南洋廳長官ノ管理ニ屬シ郵便 郵便爲替及郵便貯金ノ業務ヲ掌ル但シ電信及電話ニ關スル業務ヲ兼掌スルコトヲ得

南洋廳長官ノ指定シタル郵便局ハ前項ノ業務ノ外南洋廳及其ノ所屬官署ノ取扱フ歳入金歳出金及歳入歳出外現金ノ出納ニ關スル事務ヲ掌ル

第二條 郵便局ニ左ノ職員ヲ置ク

局 長

通信技師 專任 一人 奏任

通信書記 專任 六十五人 判任

通信書記補 專任 十一人 判任

通信技手 專任 十一人 判任

特定郵便局長 判任

第三條 局長ハ南洋廳事務官又ハ通信書記ヲ以テ之ニ充ツ南洋廳長官ノ命ヲ承ケ局務ヲ掌理シ部下ノ職員ヲ指揮監督ス

南洋廳長官ノ特ニ指定シタル郵便局ノ局長ハ特定郵便局長ヲ以テ之ニ充ツ南洋廳長官ノ命ヲ承ケ局務ヲ掌理ス

第四條 通信技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第五條 通信書記及通信書記補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ事務ニ従事ス

第六條 通信技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

第七條 郵便局ノ名稱、位置及事務取扱ノ範圍ハ南洋廳長官之ヲ定ム

第八條 南洋廳長官ハ必要ニ應シ通信技師、通信書記、通信技手又ハ通信書記補ヲシテ通信ニ關スル南洋廳ノ事務ニ従事セシムルコトヲ得

三、電氣通信事業關係法人の概要

イ、電信協會

一、電信協會の設立

明治二十五年十一月十二日時の電務局長若宮正晋氏及淺野應輔氏等四十餘名が交詢社に會し、本邦電信事業の發達改善を圖る目的を以て電信協會なる會員組織に依る機關を設け、斯業の發展に關する意見を發表することを協議し同年十二月三日之が成立を見、翌年一月十五日には機關雜誌「電信協會會誌」を發刊し、會員に頒布し意見の發表及斯業上参考記事を掲載して事業の發達に資し、爾來協會員數の増加と資金の充實に伴ひ、講演會、電信競技會等を時々開催し、又内外の事業功勞者を慰勞する等に盡力した。越へて大正四年六月無線電信法が公布せられ私設無線電信施設の途が拓けると共に是が通信従事者の養成必要となり、民間に於て一、二の養成機關の設立を見るに至つた。然るにその後歐洲大戰後の海運界の活況に伴ひ無線技術者の需要急激に増嵩し養成機關の擴充が要望せらるるに至つたので、既設養成機關の事業を繼承統一して本協會に於て經營することに決し、之を機として組織を社團法人に改め、大正七年九月二十五日遞信大臣の許可を受けて今日に至つた。

二、協會の目的及事業の現状

協會の目的は電氣通信に關する學術、技藝、法理の講究及電氣通信事業の擴張整備方法の講究並に電氣通信技術員の養成を爲すに在る。この目的遂行の爲の協會の事業概要は次の通りである。

イ、電信協會誌を發行し研究事項の講究討論を爲すこと

ロ、協會管理無線電信講習所に於て私設無線電信従事者の養成を爲すこと

ハ、講習會研究會を随時開催すること

ニ、事業上有益なる參考資料を蒐集し且之等の圖書を刊行すること

ホ、事業功勞者を表彰すること

三、無線電信講習所の沿革

イ、講習所開設 大正八年二月二十一日船舶業者より寄附四十萬圓を得て從來散在してゐた養成機關を統一擴充し無線電信通信従事者の養成に着手した

(イ) 大正十三年六月十日

本科卒業生に對し私設無線電信通信従事者資格檢定規則に依り無試験にて第二級資格を附與せられた

(ロ) 大正十四年二月二十日

本科卒業生に對し同規則に依り無試験にて第一級又は第二級を、又別科卒業生に對し同規則に依り無試験にて第二級又は漁船級資格を附與せられた

(ハ) 大正十四年十一月十三日

別科卒業生に對しても同規則に依り無試験にて第一級又は第二級資格を附與せられた

(ニ) 昭和六年九月四日

昭和六年七月一日より私設無線電信通信従事者資格檢定規則廢止せられ之に代つて同日より無線通信士資格檢定規則制定が實施せられたが本科卒業生に對し無試験にて第一級又は第二級資格を附與せられた

(ホ) 昭和七年八月三十一日

特科卒業生に對し同規則に依り無試験にて第三級資格を附與せられた

(ヘ) 昭和十二年一月二十九日

選科卒業生に對し同規則に依り無試験にて第二級資格を附與せられた

ハ、學制改革 昭和五年三月一日

無線事業の進歩に鑑み教授科目増加し其の程度を向上せしむる爲本科の修業年限一ヶ年を二ヶ年に延長した

ニ、特科創設 昭和七年七月二十一日

特科規則を制定し大日本水産會よりの依託生に限り入學を許可することとした、其の後大日本水産會は右依託生に關する業務を社團法人漁船技術員養成所に引繼いたので現在では社團法人漁船

ロ、卒業生に對する銜衡資格認定

(ハ) 大正十四年十一月十三日

別科卒業生に對しても同規則に依り無試験にて第一級又は第二級資格を附與せられた

(ニ) 昭和六年九月四日

昭和六年七月一日より私設無線電信通信従事者資格檢定規則廢止せられ之に代つて同日より無線通信士資格檢定規則制定が實施せられたが本科卒業生に對し無試験にて第一級又は第二級資格を附與せられた

(ホ) 昭和七年八月三十一日

特科卒業生に對し同規則に依り無試験にて第三級資格を附與せられた

(ヘ) 昭和十二年一月二十九日

選科卒業生に對し同規則に依り無試験にて第二級資格を附與せられた

ハ、學制改革 昭和五年三月一日

無線事業の進歩に鑑み教授科目増加し其の程度を向上せしむる爲本科の修業年限一ヶ年を二ヶ年に延長した

ニ、特科創設 昭和七年七月二十一日

特科規則を制定し大日本水産會よりの依託生に限り入學を許可することとした、其の後大日本水産會は右依託生に關する業務を社團法人漁船技術員養成所に引繼いたので現在では社團法人漁船

ホ、聴守科創設 技術員養成所よりの依託生を入學させてゐる。
昭和九年四月一日

昭和九年三月一日より船舶安全法の實施に伴ひ聴守員級が需要の激増を告げるに至つたので之に
對應する爲聴守科を創設し必要の向よりの依託者に限り收容養成することとした
ハ、選科創設 昭和十二年一月二十八日
海運界の好轉に伴ふ無線通信士需給調節の爲第二級無線通信士養成の目的にて創設せられた

四、無線電信講習所の養成狀況並資格檢定合格者數

右の最近十三ヶ年間に於ける狀況は左の通りである

各年度末現在

年 度	學 生 數	卒 業 者 數	資 格 檢 定 試 驗 合 格 者 數			計
			第一級	第二級	第三級	
大正一一	一九二	九二	四	三五	—	—
一二	三三三	四〇五	一九	三〇	—	—

年 度	學 生 數	卒 業 者 數	資 格 檢 定 試 驗 合 格 者 數			計
			第一級	第二級	第三級	
大正一一	一九二	九二	四	三五	—	—
一二	三三三	四〇五	一九	三〇	—	—
昭和一	三三〇	三〇八	二〇〇	一四五	—	—
二	三三〇	二九五	一四八	七四	—	—
三	三九六	三八	一〇〇	九六	—	—
四	三〇九	三〇〇	一〇〇	九六	—	—
五	一七四	一八三	五	五	—	—
六	一〇三	三三	—	—	—	—
七	八六	一〇六	—	—	—	—
八	一三八	一〇一	—	—	—	—
九	三三三	二四二	—	—	—	—
一〇	二四三	一九五	—	—	—	—
一一	三三六	三三六	—	—	—	—
計	一一〇	—	—	—	—	—

ロ、國際電氣通信株式會社

一、會社の設立及其の目的

國際電氣通信株式會社は昭和十二年法律第四十四號日本無線電氣株式會社法中改正法律(昭和十三年三月十二日施行)並日本無線電氣株式會社及國際電話株式會社の合併に據り昭和十三年三月十二日成立し國際電氣通信の取扱の爲にする設備及其の附屬設備を爲し之を政府の用に供することを目的とするものである。即ち政府は我國對外通信の自主獨立を確保する目的を以て曩に大正十四年日本無線電氣株式會社法を制定し、之に據り日本無線電氣株式會社を設立し、對外無線電氣設備の建設及維持に衝らしむることとし、更に昭和七年別に國際電話株式會社の提供する設備を使用し、對外無線電話業務を創始したのであるが、爾後に於ける國際情勢の變化は對外電氣通信施設の綜合計畫の樹立並に之が統制ある遂行を要請しつつあるに鑑み之が實現を圖る爲第七十回帝國議會の協議を経て日本無線電氣株式會社法に必要な改正を加へ、昭和十二年四月二日法律第四十四號を以て之が公布を見たのである。

日本無線電氣株式會社及國際電話株式會社は右改正法律制定の趣旨に鑑み、爾來合併契約の締結方に關し協議を重ねつつあつたが昭和十二年十一月十五日兩社間に意見の一致を見、同日附を以て合併契約を締結し、昭和十二年十一月三十日開催の兩社株主總會に於て右契約の承認決議を爲し同日附を以て逋信大臣の認可を得た。右に依り兩社の合併は昭和十三年三月十二日を期し實現の運となり、前記改正法律は昭和十三年三月十一日勅令第百十三號を以て昭和十三年三月十二日より施行の旨公布せられ國際電氣通信株式會社は茲に成立を見るに至つたのである。

國際電氣通信株式會社は今後無線電氣、無線電話とを一體とし鞏固なる財政的基礎の下に施設の擴充整備を圖ると共に、將來必要あるに當つては對外通信用の海底線設備をも爲し得るもので、之が綜合施設と統制ある運行とは國際情勢の變化に對應し國防上、外交上、通商上に寄與するところ多大なるものがあらう。

尙日本無線電氣株式會社及國際電話株式會社の合併に伴ひ從來國際電話株式會社の經營し居りたる内臺間無線電話、對船舶無線電話の事業及臺灣に於ける無線電話事業は國際電氣通信株式會社に於て逋信大臣の認可を得て引續き經營せらるるものである(會社法附則)

二、會社事業の現狀

イ、送受信所

會社が政府の命令又は許可を受け施設したるものは左の通りである。

區	分	位	置	備	考
無線電	送信所	枋木縣	小山町	専ら短波設備で、對米方面、南洋極東方面及和蘭、諾威、蘇聯邦との通信に使用してゐる	
無線電	受信所	福岡縣	福岡	對米長波設備で目下使用中止中	
無線電	送信所	原ノ町	佐美	長波及短波の設備を有し、和蘭、諾威、蘇聯邦を除く對歐通信に使用してゐる	
無線電	受信所	依佐美	佐美		
無線電	送信所	小野	小野		
無線電	送信所	茨城縣	名崎	専ら短波設備で、對歐、米、極東南洋方面國際通話、日滿、内臺、内國船舶通話及放送無線電話に使用してゐる	
無線電	送信所	埼玉縣	小室		
無線電	送信所	臺灣新竹州	中壠街		
無線電	送信所	臺灣新竹州	觀音庄	短波設備で専ら内臺間通話に使用してゐる	

ロ、主なる設備

(昭和十三年三月十二日現在)

區 分	連 絡	送 信 機	受 信 機	空 中 線
無線電信	(外に放送二) 二四	(外に長波一) 三五	(外に長波四) 四	(外に長波二) 一三〇
無線電話	(外に放送及内) 三 國船舶通話	七	一〇	七

ハ、會社の投下したる設備費

會社が其の設備及附屬設備の爲投下した額は昭和十二年十月一日現在に於て大約左の通りである

送 受 信 所	無線電信		無線電話	
	設 備 費	送 受 信 所	設 備 費	
原ノ町送信所(休止)	三、一〇〇,〇〇〇	名 崎 送 信 所	二、二五〇,〇〇〇	
富岡受信所(廢止)	三、〇〇〇,〇〇〇	小 室 受 信 所	六、〇〇〇,〇〇〇	
小山送信所	二、四〇〇,〇〇〇	中 壱 送 信 所	三、〇〇〇,〇〇〇	
福岡受信所	一、三〇〇,〇〇〇	依 佐 美 送 信 所	五、一〇〇,〇〇〇	
依 佐 美 送 信 所	八、四〇〇,〇〇〇	四 日 市 受 信 所	一、四〇〇,〇〇〇	
小野受信所(建設中)	一、五〇〇,〇〇〇	連 絡 陸 線	四、九〇〇,〇〇〇	
計	一四、六九〇,〇〇〇	本 社	一、〇〇〇,〇〇〇	
		臺 北 出 張 所	三、八〇〇,〇〇〇	

三、會社事業の整備及擴張

無線電信に付ては昭和十一年三月逓信大臣より命令を受け、會社は之に依つて大要次のやうな計畫を遂行することゝなつた。

イ、今後毎年五方面宛を豫定して、合計二十五方面の連絡を増設するに必要な設備を爲すこと

ロ、對外無線電信を整備して、操縦局を東京及大阪とし、名古屋を廢止すること

ハ、東京には原則として對米通信、對歐通信及國際電信放送を收容し、大阪には對歐通信の一部及對南洋極東通信を收容すること

ニ、之が爲東京の送受信所には既設の小山送信所及福岡受信所を充當し、大阪の送信所としては既設依佐美を充當し、受信所としては新に兵庫縣下に建設し四日市を廢止すること

右の既存設備の整備は昭和十三年三月を以て完了を告げ、二十五方面の擴張の中四方面の連絡亦開設せられ引續き残り二十一方面との通信に必要な設備の擴張を行ひつゝある。

無線電話に付ては海外放送用として五十「キロ」送信機一臺及之に伴ふ設備を建設中の處昭和十三年二月竣工した。今後會社は逓信大臣の命令を受け無線電信、無線電話を一體とする對外電氣通信施設の擴充整備を行ふことゝなつた。

四、會社の設備に依り開始したる無線連絡

政府が會社の提供する設備を使用して開始したる對外無線電信連絡對外無線電話連絡等を方面別とすれば左の通りである。

イ、無線電信

對 手 地	對 手 局	本 邦 局	開 始 年 月 日
南洋極東方面	蘭領印度	バタビヤ	昭和四年十月五日
フィリッピン	マニラ	バタビヤ	昭和六年五月四日
佛領印度支那	サイゴン	バタビヤ	昭和六年五月四日
暹羅	バンコク	バタビヤ	昭和七年三月四日
英領印度	カルカッタ	バタビヤ	昭和八年一月十一日
支那	上海	天津	昭和八年一月十一日
歐羅巴方面	佛蘭西	パリ	昭和九年六月一日
獨逸	ベルリン	天津	昭和九年六月一日
波蘭	ワルシャワ	天津	昭和十一年六月一日
英國	ロンドン	天津	昭和十一年六月一日

ロ、無線電話

對 手 地	對 手 局	本 邦 局	開 始 年 月 日
瑞 士	スイス	東京	昭和七年二月二日
伊 太	イタリア	東京	昭和九年六月一日
和 蘭	オランダ	東京	昭和十年二月二十五日
諾 威	ノルウェー	東京	昭和十一年五月十一日
ソ 聯	ソ連	東京	昭和十一年七月五日
亞米利加方面	北米合衆國	東京	昭和三年九月一日
アルゼンチン	ブエノスアイレス	東京	昭和七年十二月一日
メキシコ	メキシコ	東京	昭和九年十月二十四日
ブラジル	リオデジャネイロ	東京	昭和十年三月三十日
チリ	サンチャゴ	東京	昭和十二年九月二十五日
國際放送	桑港 (RCA通信會社)	東京	昭和九年十一月十四日

對 手 地	對 手 局	本 邦 局	開 始 年 月 日
比 律 賓	マニラ	東京	昭和九年九月廿七日
蘭 領 印 度	バタヴィヤ	東京	昭和九年十月廿六日
支 那	上海	東京	昭和十一年二月十五日
佛 領 印 度 支 那	サイゴン	東京	昭和十一年五月一日
英 國	倫敦	東京	昭和十年三月十三日
獨 逸	柏林	東京	昭和十年三月十三日
佛 蘭 西 伊 太 利	(倫敦又は柏林經由)	東京	昭和十年七月一日
其 他 歐 洲 諸 國	(倫敦經由)	東京	昭和十一年四月十日
南 阿 聯 邦	倫敦	東京	昭和九年十二月九日
米 國 加 納 馬 陀	香港	東京	昭和十一年四月十五日
墨 西 哥 玖 奈 馬 陀	香港	東京	昭和十一年四月十五日
ブラジル	リオデジャネイロ	東京	昭和十一年四月十五日
暹 羅	盤谷	東京	昭和十二年三月十一日
アルゼンチン、ウルグワイ、パラグワイ及ブラジル	ブエノスアイレス	東京	昭和十二年四月十日
ハバ	ハバ	東京	昭和十三年三月二十六日
船舶通話	ワ	東京	昭和十一年十月卅一日
米 國 加 納 馬 陀	ホノルル	東京	昭和十一年十月卅一日
一 墨 西 哥 玖 奈 馬 陀	ホノルル	東京	昭和十一年十月卅一日
布 哇	ホノルル	東京	昭和十一年十月卅一日

歐洲 諸 國 (倫敦、ノルトダイヒ(獨) 南阿聯邦、印度方面 (巴里及羅馬) 歐洲 航 路 丸 路 昭和十二年九月廿一日

五、會社の資本金及政府所有の株式

會社の資本金は二千萬圓であつたが、合併に依り五百萬圓を増加して現在二千五百萬圓である但し政府の認可を受けて増加することを得る(會社法第三條)株式は一株五十圓とし現在の拂込資本金一千五百九十二萬圓一株三十圓である。

政府は會社設立の當時所有の原ノ町及富岡の無線電信設備及當時計畫中であつた名古屋無線電信局の送信所の敷地を現物出資(二百三十萬圓)し、之に對し會社より四萬六千株(全額拂込)を收得した。

六、會社に對する交付金及報効金

政府は會社の設備を使用し、之に依つて取扱つた電氣通信の料金中本邦收得分に當るものに電報に付ては百分の七十五、電話通話に付ては百分の九十を乗じたる金額を交付金として會社に交付(會社法第八條、施行令第一條)するものであるが現在の交付金は月額約四十二萬圓である。

會社は毎營業期に於て配當し得べき利益金額が拂込資本金額に對し一年百分の十二を超過する場合には會社は該超過額の二分の一を報効金として政府に納付する義務を有してゐる。(會社法第九條)

七、會社の監督

政府は會社の業務を監督し之が爲必要なる命令を發し、又は電氣通信設備を爲すべきことを命ずることが出来る。(會社法第十一條、同第十二條)又會社は取締役及監査役の選任及解任、定款の變更、利益金の處分等に付て政府の認可を受くることを要し、又取締役が法令に違反したるときは政府に於て之を解任することを得るものである。(會社法第

ハ、日本放送協會

一、日本放送協會の設立

本邦内地の放送事業は大正十三年十一月二十九日社団法人東京放送局の設立を許可し翌年三月二十二日放送業務を開始したのを始めとして同年一月十日には社団法人名古屋放送局、同二月二十八日には社団法人大阪放送局の設立を許可し夫々同年六、七月の頃放送を開始したが、本邦内地の放送事業は一箇の経営主體を以て之に當ることを公益上竝に放送事業の發展上最も妥當と認め大正十五年八月六日社団法人日本放送協會の設立を許可し同月二十日を以て前記三社団法人を解散し其の業務を同協會が繼承して今日に至つた。

二、日本放送協會の組織

イ、事務所

從來協會は特異の組織體を形成し主たる事務所即ち本部(東京に置く)の外本部理事會の決議で必要と認め各地に支部を置き各支部に役員を配置してゐたが、業務運行に適正なる統制を加へ且業務處理の正確と迅速を計る爲、昭和九年五月組織を改めて各支部を廢止し、從來の各支部所在地(東京を除く)には單なる事務執行機關たる中央放送局を置くこととした。各中央放送局名及所在地は左の通である。

局名	所在地
大阪中央放送局	大阪市
名古屋中央放送局	名古屋市

局名	所在地
廣島中央放送局	廣島市
熊本中央放送局	熊本市
仙臺中央放送局	仙臺市
札幌中央放送局	札幌市

ロ、會員

會員は會長の承認を経たる上一口(一口二百圓)以上の出資金を完納し會員名簿に登録せられて其の資格を生ずるものである。

昭和十二年三月三十一日現在の會員及出資口數は右の通りである。

會員數 出資口數

五、四八九 六、八八三

ハ、役員

理事二十五名以内、監事五名以内を置き、尙總裁副總裁各一名及顧問若干名を推薦する事が出来る。理事は互選に依り會長及専務理事各一名、常務理事二名以内を定める。理事、監事の選任及解任竝に會長、専務理事、常務理事の就職及解職は逕信大臣の認可に依り效力を生ずるものである。

二、滿洲電信電話株式會社

一、會社の設立

從來滿洲に於ける通信事業は、關東州及南滿洲鐵道附屬地に於けるものは日本政府の經營にかゝり、右地域以外の滿洲國領域に於けるものは主として滿洲國政府(在來支那政府)の經營にかゝり、同一地域に二箇の同種事業相對立

し、資本二重投下の弊害あるは勿論、制度及手續にも格段の相違がある等諸種の事情は相俟て遺憾の點が尠くなかつた爲、公衆の不利不便は實に言語に絶するものがあつた。之を日滿兩國の親善の現狀に照すに、一日も早く之等通信事業の統一革新を期する必要があるは多言を須ぬ所である。他面新國家の治安維持、産業の開發並に文化及經濟の發展向上を促進せんとすれば之等通信施設の擴張整備に俟たなければならぬ。日滿兩國政府は茲に鑑みる所あり、滿洲に於ける各地の電氣通信施設を統一し、合理的に經營すると同時に民間資本をも加へ、以て内容充實せる組織たらしむるの急要を認め昭和八年三月二十六日日滿合辦會社に依る會社設立の協定を了し、九月一日次の如き特權附與の下に設立せらるるに至つた。

記

一、租税に關しては極めて廣範圍の免除の特權を認められつつあること
 二、土地の收用、交通機關の利用及料金の徴收、電線路の建設等には官業に與へたるものと同様の特權を有せしめらるること

三、民間所有株式の配當金が年六分に達する迄は政府所有株に對し配當することを要しないこと
 四、本會社解散の場合には相當の價格で本會社の施設を政府に買收せられ得る制度となつたこと

二、會社の目的

會社の主たる目的は昭和八年三月二十六日を以て日本帝國政府及滿洲國政府間に締結せられた日滿合辦會社設立に關する協定に基き、關東州、南滿洲鐵道附屬地及滿洲國行政權の下にある地域に於て電信、電話、無線電信、無線電話、放送無線電話其の他の電氣通信事業を經營するものである。但し鐵道及航空事業に附帶するもの並に官署及警備専用のもは含まない。

三、會社の資本金及株式

會社の資本金は日本國通貨五千萬圓とする。但し日滿兩國政府の認可を受けて之を増減することを得るものである。日滿兩國政府の出資額及民間募集株金額等は左の通りである。

區 別	株 數	資本總額	同 上		備 考
			拂込済額	未拂込額	
政府所有 日本國	三三	一六、五〇〇 <small>千円</small>	一六、五〇〇 <small>千円</small>	—	現物出資
	二二	六、〇〇〇	六、〇〇〇	—	
金圓配當	四五	三、五〇〇	三、五〇〇	—	二分の一拂込
	一〇	三、五〇〇	一、二五〇	二、二五〇	
其他所有 滿洲國幣配當	一〇	五、〇〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇	—
	五	二七、五〇〇	一三、七五〇	一三、七五〇	
合 計	一〇〇	五〇、〇〇〇	三六、三三〇	一三、七五〇	—

尙株主は日滿兩國の政府、公共團體若は國民又は兩國の法令の何れかに依り設立したる法人にして、其の議決權の過半數が兩國の國民若は法人に屬するものに限る。

四、會社の監督

日滿兩國政府は共に會社の業務を監督し、之が爲必要なる命令を發するものであるが、會社が兩國政府の認可を受くべき主なる事項を擧ぐれば左の通りである。

イ、每營業年度の事業計畫

ロ、每營業年度の業務收入豫算及決算並利益金處分

- ハ、社債の募集
- ニ、電氣通信に關する料金の決定及變更
- ホ、業務協定の締結
- ヘ、取締役及監査役の選任及解任
- ト、定款の變更
- チ、電氣通信施設若は其の附屬設備に屬する物權の讓渡
- リ、合併及解散の決議

ホ、同盟通信社

一、同盟通信社の設立

國際情勢の複雑微妙化竝に各國通信界の趨勢に鑑み、我通信自主權を確立すると共に、對外報道の重要使命を完全に遂行するに足る實力と信用とを具備する一大國家的通信社を設立することは國家的重要時務として朝野多年の要望であつたが機愈々熟し、昭和十年七月全國有力新聞社、通信社竝に日本放送協會が相寄つて社團法人同盟通信社を創立し、其の設立許可申請を政府に提出したので、主務官廳たる逓信、外務兩大臣に於て、同社設立は民法第三十四條の規定に適合し且政府年來の要望に副ふ強力通信社たり得べき組織を有するものと認め、昭和十年十一月七日之を許可した。次で昭和十一年一月一日新聞聯合社の事業を一切繼承し業務を開始し、同年六月一日日本電報通信社の通信業務をも繼承し茲に我國唯一の強力通信社の出現を見るに至つた。

二、通信社の目的

正確公平なる報道の普及と國際的諒解の増進に資する爲、内外の「ニュース」を蒐集編輯し電信、電話、無線電信、

無線電話其の他の通信方法に依り迅速適確に之を社員竝に海外の通信社及新聞社に通報するの事業を經營することを目的とする。

三、通信社の組織

イ、事務所

本社を東京市に置き支社を大阪、名古屋、門司、福岡、新京及上海に其の他國內及海外樞要地には支局（昭和十二年十月末現在國內三六、外國一九）を設け、更に重要地點には通信員又は特派員を配置してゐる。

ロ、社員

社員は我國に於て日刊新聞を發行する新聞社、社團法人日本放送協會及無線電信、無線電話に依る放送事業を經營する者とし、一定の條件の下に社員として加入し同社「ニュース」の頒布等を受けることが出来る。昭和十二年十二月一日現在の社員數は一九九である。

ハ、業務の執行

通信社の重要事項は社員總會又は社員の中より選任せられた代表者を以て組織される理事會で之を決定し、日常業務は理事會に於て選任せられた社長一名、常務理事四名によつて處理することとなつてゐる。之等常務役員は個々の新聞社又は放送協會に關係せず、殊に政黨政派に屬する事又は政治的社會的の實際運動に關係する事を禁じ、以て同盟通信社の不偏性獨立性を確保して居る。

四、通信社の監督

社長、常務理事及常務監事竝に理事會の會長、副會長の就職及解任、定款の變更に付ては政府の認可を受けしめ、社員總會、理事會の決議事項、毎年度事業計畫及收支豫算は之を報告せしめる。

イ、和書

四、電氣通信事業關係圖書目錄

書名	著者若しくは編者	發行年月	發行所
帝國大日本電信沿革史	逓信省電務局	明治二五、一〇	逓信省
通信法釋義	田中次郎	三四、四	博文館
電信法要義	川村竹治	同	興文社
實用電信學	伊東敬一	大正二、六	逓信省通信局
電話事業二十五年小史	逓信省通信局	五、二	逓信省通信局
電話	若目田利助	八、一二	建築書院
通信事業五十年史	逓信省	一〇、三	逓信省
增訂最新電話學	高原傳三郎	一一、五	電氣通信社
無線電話	安藤博	一一、一	早大出版部
電氣學(電信編)	武中貞津衛	一二、五	南大出版部
無線電信電話機器の調整及運用	伊上豐吉	同	誠文社
趣味の無線電話	苦米地貢	一二、一	誠文社
通信全書	加藤惠義	一三、三	國民圖書株式會社
無線の知識	伊藤賢治	一三、四	誠文社
黎明の電信	東京中央電信局	一三、六	通信文庫

附錄

四四一

書名	著者若しくは編者	發行年月	發行所
無線電信電話概論	門岡速雄	大正一三、一〇	丸善
電信電話	肥田丈夫	一三、一〇	工業教育會
最新自働電話交換	岩瀬鐵次郎	一三、一二	南葉社
歐米通信叢話	高橋正忠	一四、一二	新光社
放送無線電話	中上豐吉	一四、一二	誠文堂
無線電話指針	東京無線研究會	一四、一二	鳳生社
最近の放送無線電話	堀江貞治	一四、一二	弘文社
自働式電話交換	奧中恒一郎	一四、一二	早大出版部
實用無線電話の解説	安藤上藤	一四、一二	早大出版部
實用無線電話	安藤上藤	一四、一二	早大出版部
無線電信電話	小野上	一四、一二	早大出版部
電話加入権の智識	時田野	一四、一二	早大出版部
無線電話の研究	安藤上藤	一四、一二	早大出版部
放送無線の手引	安藤上藤	一四、一二	早大出版部
無線電話の基本知識	山米地	一四、一二	早大出版部
無線電信大要	水野敏之	一四、一二	早大出版部
自働電話交換	大稻垣太三郎	一四、一二	早大出版部
電信と無線電信電話法規	小松三郎	一四、一二	早大出版部

電氣試験所報告 (送電線用高周波式) (電話技術の發達) <small>電話加入権に関する學說判例手 續録</small>	丸毛登	一五、一二	工政會
短波長無線電信電話	中野上	一五、一二	早大出版部
礦石受信機	小野上	一五、一二	早大出版部
柞鑽孔術	吉田晴	二、一七	選信協會
歐文タイプライチンク	同	同	同
和文タイプライチンク	同	同	同
共電式電話	堀江貞治	同	鳳生社
通信工學通俗叢書 (電話編)	電信電話學會	三、一	大阪毎日新聞社
選信省事業發達史	大阪毎日新聞社	三、一	大阪毎日新聞社
電信電話法論	奧村喜和	三、一	文修社
電信電話法規	柴田勤	三、一	日本通信學會
無線電信電話學	佐伯美津	三、一	日本通信學會
電信法規	土肥友二	三、一	日本通信學會
電話法(法學全集の内)	藤原保	三、一	日本通信學會
無線電話法規	中井寅	三、一	日本通信學會
無線電信電話の理論 と應用	荒川大太郎	四、一六	電機學校

書名	著者若しくは編者	発行年月	発行所
外國電信利用法	廣島庄太郎	昭和四年四月六日	サクラヤ書店
最近電話	道田潤治	昭和四年四月七日	電氣之友社
無線通信術五講	秋間保雄	昭和四年四月一〇日	弘文社
無線電信法規	富岡三五郎	昭和五年五月一日	法制時報社
外國電信の法規	高橋勝次	昭和五年五月三日	日本電信學會
電信法	穴澤勝次	昭和五年五月四日	橫濱貿易協會
電信六十年史	澤本健三郎	昭和六年六月九日	法制時報社
理論實際短波無線工學	高瀬芳卿	昭和七年七月三十一日	選信六十年史刊行會
電話加入權強制執行論	小崎政臣	昭和七年七月三十一日	誠文堂
電話事業經營論	松尾松太郎	昭和七年七月三十一日	通信文庫
電話物語	柴田勤次郎	昭和七年七月三十一日	同
發達史的電信學	戶川三郎	昭和七年七月三十一日	同
帝國選制の改造精神	三宅福馬	昭和七年七月三十一日	同
改訂通信工學ボケツトブック	電信電話學會	昭和八年八月二日	電信電話學會
選信特別會計の生れるまで	内海朝太郎	昭和八年八月二日	交通經濟社

書名	著者若しくは編者	発行年月	発行所
特別法規制例學說	柴田義彦	昭和八年八月八日	常盤書房
全集第十一卷	島山敏行	昭和八年八月一〇日	日本放送協會
我國の放送事業	選野良三	昭和九年九月五日	選信協會
特別會計となつた通信事業の運營と其の利用	小崎政臣	昭和九年九月七日	社會教育協會
最新電話	道田貞治	昭和九年九月一〇日	交通經濟社
手送通信術	選信省電務局	昭和九年九月一〇日	電氣之友社
内外電報の知識	米倉正矩	昭和九年九月一〇日	選信省電務局
選信論叢	奥村喜和男	昭和九年九月一〇日	誠文堂
電信事業と電信法	竹越忠雄	昭和九年九月一〇日	交通研究社
選信紀念日懸賞論文集	選信省電務局	昭和九年九月一〇日	通信文庫
制定紀念懸賞論文集	高木西吉	昭和九年九月一〇日	新法規研究會
電話金融要義	松平義吉	昭和九年九月一〇日	通信信號研究社
電話傳送	藤原乘義	昭和九年九月一〇日	通信信號研究社
電信機の働作と取扱法	坂田義夫	昭和九年九月一〇日	法制時報社
國際電信事業論	花岡義夫	昭和九年九月一〇日	交通經濟社
和文印刷通信術教範	選信省電務局	昭和九年九月一〇日	選信省電務局
電信電機取扱心得	武中貞津衛	昭和九年九月一〇日	南郊社
電話運用論	小崎政臣	昭和九年九月一〇日	交通經濟社

口、獨 書

著 者 名	圖 書 名	發 行 地	發 行 年
P. P. Fischer	交 通 Post und Telegraphie im Weltverkehr	Berlin	1879
G. Zoepfle	Die Finanzpolitik der Verkehrsanstalten	Berlin	1898
F. Scholz	Drahtlose Telephonie und Neutralität	Berlin	1905
A. Wirth	Der Weltverkehr	Leipzig	1906
W. Bardas	Verkehr und Verkehrspolitik in Volks- und Staatswirtschaft	Leipzig	1907
M. Rascher	Die Kabel des Weltverkehrs	Berlin	1911
O. Wagner	Die Frau im Dienst der Reichs Post und Telegraphenverwaltung	Halle	1913
O. Sieblist	Das Telegraphen- und Fernsprechwesen	Berlin	1918
E. Sax	Allgemeine Verkehrslehre 1-3	Berlin	1922
R. Hennig	Le Vereinsche Telegraphie und auswärtige Politik	Berlin	1919
A. Eirk	Das Verkehrsweisen der Gegenwart	Leipzig	1920
T. Grunzel	Verkehrspolitik	Leipzig	1920
W. Loek	Verkehrsentwicklung in Deutschland seit 1800	Berlin	1920
R. Seunig	Der neue Weltverkehr	Berlin	1920
T. Grunzel	Verkehrspolitik	Wien	1923
H. Horzog	Leitfäden für den Post und Telegraphen Betriebs-dienst (Postleitfäden 1)	Berlin	1924

O. Kunz	Die Internationalen Telegraphen Union	Stuttgart	1924
E. H. E. Feyerabend	50 Jahre Fernsprecher in Deutschland (1877-1927)	Berlin	1927
A. Schlomann	Illustriertes Technisches Wörterbuch	Berlin	1905-
O. Sattelberg	Wörterbuch der Elektrischen Nachrichtentechnik	Berlin	1925
E. Feyerabend	Fernmeldewesens Heft 1-2	Berlin	1926
F. Meili	法 律		1929
H. Horch	Die Anwendung des Expropriationsrechtes auf die Telephonie	Freiburg	1888
A. Schlecht	Die Verwaltungsrechtlichen Grundlagen des Telephonrechtes	München	1891
J. W. Plenske	Das Recht der Elektrizität	Berlin	1906
A. Krasny	Das Elektrizitätsrecht und das Reichselektromonopol	Berlin	1908
A. Wolcke	Die Aufgabe der Elektrizitätsgebung	Wien	1910
B. Thierbach	Telegraphienrecht Heft 1-2	Leipzig	1910
H. Herzog	Die Rechtsverhältnisse von Leitungsnetzen	Berlin	1911
L. Niesen	Leitfäden für den Post und Telegraphen Betriebsdienst	Berlin	1915
E. Neugebauer	Die privatrechtliche Stellung der Elektrizität und der Elektrizitätslieferungsvertrag	Berlin	1924
G. Siegel	Funkrecht	Berlin	1925
	Die Elektrizitätsgesetzgebung der Kulturländer der Erde Heft 1-3	Berlin	1926
			1930

著 者 名	圖 書 名	發 行 地	發 行 年
G. W. Meyer	Technische, wirtschaftliche und rechtliche Grundlage für die Bewertung und Verkauf elektrischer Arbeit 政治、經濟統計	Schweiz	1930
E. Gunther	Die Europäischen Fernsprechtarife	Jena	1910
H. Schreiber	Die Elektrizität in Recht und Wirtschaft	Leipzig	1913
E. Schill	Staatliche Regelung der Elektrizitätswirtschaft	Tübingen	1916
R. Fischer	Die Elektrizitätsversorgung, ihre Volkswirtschaftliche Bedeutung und ihre Organisation	Leipzig	1916
E. Ritter	Die Öffentliche Elektrizitätsversorgung in Deutschland	Deutschland	1917
R. Hartmann	Das Reichs Elektrizitätsmonopol	Berlin	1917
E. Sax	Die Verkehrsmittel in Volks und Staatswirtschaft	Berlin	1920
G. Sigel	Die Elektrizitätslieferungsgesellschaft	Berlin	1922
R. Knass	Die Deutsche, Englische und Französische Kriegsfinanzierung	Berlin	1922
R. Liefmann	Die Unternehmensformen	Stuttgart	1923
G. Dehne	Die Deutsche Elektrizitätswirtschaft	Berlin	1926
G. Dehne	Die Deutsche Elektrizitätswirtschaft	Berlin	1926
R. Lämmel	Moderne Elektro Wirtschaft	Stuttgart	1926
H. Nessel	Der Einfluss der Tarifgestaltung der Elektrizitätswerk	Jena	1927
H. Stohl	Der drahtlose Nachrichtendienst für Wirtschaft und Politik	Berlin	1928
		Berlin	1931

I 學

D. Mazotto	Drahtlose Telegraphie und Telephonie	Berlin	1906
R. Hennig	Die Älteste Entwicklung der Telegraphie und Telephonie	Leipzig	1908
T. H. Karrass	Geschichte der Telegraphie	Braunschweig	1909
K. Winnig	Die Grundlagen der Bautechnik für oberirdische Telegraphenlinien	Braunschweig	1910
C. Stille	Telegraphen und Fernsprechkabelanlagen	Braunschweig	1911
C. Beckmann	Lehrbuch der Drahtlosen Telegraphie und Telephonie	Braunschweig	1916
F. Anderle	Die Nebensellenentechnik	Leipzig	1918
B. Willers	Die Grundlagen der Telegraphen Codes	Berlin	1920
W. Mahlberg	Die Grundlagen der Telegraphen Codes	Berlin	1920
H. Rein	Radiotelegraphisches Praktikum	Leipzig	1921
K. Wirtz	Funkentelegraphie für Flugzeuge	Berlin	1921
E. Miemann	Die Fernmeldetechnik : Die Fernsprechtechnik	Berlin	1921
C. W. Kollatz	Die Fernmeldetechnik: Die Telegraphentechnik	Berlin	1923
C. W. Kollatz	Theoretische Telegraphie	Berlin	1923
F. Breisig	Post und Telegraphie in Wissenschaft und Praxis	Braunschweig	1924
Huckert Soltau	Die Fernsprechanlagen mit Wähler Betrieb	Berlin	1924
F. Labberger	Der Bau neuer Fernämter	München	1924
W. Schreiber	Radio Telephonie in der Schweiz	München	1924
H. Zickendraht		Basel	1924

著者名	圖 書 名	發 行 地	發行年
C. W. Kollatz	Die Funktelegraphie schliesslich des Drahtlosen Fernsprechens	Berlin	1924
P. Ludwig	Auskunftsbuch für Kabeltechnik	Leipzig	1925
W. Friedel	Elektrischefernsenzen, Fernkinematographie und Bildfernübertragung	Berlin	1925
F. Nesper	Der Radioamateur. "Radio Telephonie"	Berlin	1925
J. Hermann	Die Elektrische Telegraphie mit Drahtleitung	Berlin	1926
P. Lertes	Der Telephoniesender	Berlin	1926
Schreiber	Die Wirtschaftlichkeit des geplanten automatischen Netzgruppensystems in den Ortssternsprechanlagen Bayerns	München	1926
G. Fuchs	Die Bildtelegraphie	Berlin	1926
P. Lertes	Fernbildtechnik und elektrisches Fernsehen	Frankfurt	1926
G. Fuchs	Die Bildtelegraphie	Berlin	1926
G. Eichhorn	Wetterfunk, Bildfunk und Television	Berlin	1926
A. Korn. E. Nesper	Bildrundfunk	Berlin	1926
A. Engelhardt	Fernkabel Telephonie	Berlin	1927
F. Lubberger	Die Wirtschaftlichkeit der Fernsprechanlagen für Ortsverkehr	Berlin	1927
E. H. E. Feyerabend	50 Jahre Fernsprecher in Deutschland	Berlin	1927
K. Frei	Zur Theorie des Fernsprecherverkehrs	Berlin	1927
Bretlow	Vier Jahre Deutscher Rundfunk	Berlin	1927

K. W. Wagner	Die wissenschaftlichen Grundlagen des Rundfunkempfangs	Berlin	1927
F. Bannellz	Taschenbuch der drahtlosen Telegraphie und Telephonie	Berlin	1927
O. Stürmer	Radioelektrik Heft 5, (Elektronen Röhre)	Leipzig	1927
E. Habann	Die Neuere Entwicklung der Hochfrequenztelephonie und Telephonie auf Leitung	Braunschweig	1929
M. Hebel	Selbstanschlusstechnik	München	1928
F. Kiebliz	Radioelektrik, Heft 6. (Die elektrischen Wellen)	Leipzig	1929
M. Klein	Kabeltechnik : Die Theorie, Berechnung und Herstellung des elektrischen Kabels	Berlin	1929
D. V. Mihaly	Das elektrische Fernsehen und das Telefon	Berlin	1929
K. Kupfmüller	Schwachstromtechnik	Leipzig	1931
	其 他		
R. Will	Der Organismus der Oesterreichischen Post und Telegraphenanstalt	Wien	1903
Borcht	Das Verkehrsweisen	Leipzig	1925
F. Bachmann	Der Oesterreichische Post-Telegraphen u. Telephondienst	Wien	1926
M. Hormann	Das Weltkabelnetz und seine wirtschaftliche Organisation	Berlin	1927
F. Schröter	Handbuch der Bildtelegraphie und des Fernsehens	Berlin	1932
A. Dresler	Geschichte der Italienischen Presse (1900-35)	Berlin	1934
K. Böner	Das Internationale Zeitungsweisen	Leipzig	1934
F. Schröter	Handbuch der Bildtelegraphie und des Fernsehens	Berlin	1932

著者名	圖 書 名	發 行 地	發 行 年
八、英 語	交 通		
C. Mayer	Telephone Construction Method and Cost	Chicago	1908
H. I. Well	The Development of the Telephone in Europe	London	1910
W. J. Stephenson	Communications	London	1924
J. S. Mills	The Press and Communications of the Empire	London	1924
A. L. Jome	Economic of the Radio Industry	Chicago	1925
F. G. C. Baldwin	The History of the Telephone in the United Kingdom.	London	1925
	技 術		
W. A. Dehnar	Electric Cables	N. Y.	1924
M. P. Weinbach	Principles of Transmission in Telephony	N. Y.	1924
F. J. Brown	The Cable and Wireless Communications of the World	London	1927
G. G. Blake	History of Radio, Telegraph and Telephony	London	1928
R. L. Duncan	Radio, Telegraphy and Telephony	N. Y.	1929
L. E. Drew	Television ; Today and Tomorrow	London	1930
J. L. Baird	Radio and its Future	N. Y.	1930
M. Codel	The Radio Manual	N. Y.	1930
G. E. Sterling			

R. Applegard	Pioneers of Electrical Communication	London	1930
	其 他		
Bureau of the Census	Telegraphs	Washington	1930
Bureau of the Census	Telegraphs	Washington	1920
W. C. Tangdon	The American Telephone History Collection		
D. Williamson	Daily Mail Year Book	London	1924
H. E. Batson	The Price Policies of German Public Utility Undertakings	London	1932
J. Baner	Public Utility Valuation for Purposes of Rate Control	N. Y.	1933
N. Gold	Public Utility Valuation	Chicago	1934
W. J. Graham	Public Utility Valuation	Chicago	1934
二、佛 語			
J. D. Picard	Droit et Jurisprudence en matière de Postes, Télégraphes, Téléphones	Paris	1931

14.5
741

東京・今井印刷社

終

東京・今井印刷